

第二日 平成二十一年六月九日 開 議 午前十時

○議長（齋藤恵一君）

皆さん、おはようございます。

開会前に報告事項がありますので、事務局から報告させます。

○事務局長（奈良岡信彦君）

おはようございます。

本日、十番佐々木政美議員及び唐牛和正代表監査委員から所用のため欠席する旨の届け出がありましたので御報告申し上げます。

○議長（齋藤恵一君）

ただいまの出席議員数は十七名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、二番鶴賀谷 貴君に一般質問を許します。

鶴賀谷君。

〔二番 鶴賀谷 貴君 登壇〕

○二番（鶴賀谷 貴君）

皆さん、おはようございます。

また、本日お忙しい中、傍聴に来られました町民の皆様、ありがとうございます。また、この機会がございましたらどんどん傍聴に来ていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

それでは、議長のお許しがありましたので発言させていただきます。

質問に入る前に、先月の二十三日に、藤崎中学校の生徒が柔道部の練習中に不慮の事故によりお亡くなりになりました。謹んでご冥福をお祈りいたします。二度とこのようなことが起こらないよう、みんなで協力し合っていかなければならないと思います。

また、さきの藤崎町長選において、小田桐智高氏が当選されました。心よりお喜び申し上げます。小田桐町長ご自身もご理解していることと存じますが、藤崎町は様々な問題を抱えております。合併して四年間は種まきの期間であり、新たな任期を迎えた今は実りの期間にしなければなりません。合併してよかつたと思える実態感が需要ではないでしょうか。経済不況の中、必死で頑張っている町民の汗を裏切らない町政を一緒になってつくり上げたいと存じます。

今月で任期を迎える村上辰美副町長に対しまして、心より感謝申し上げます。

村上副町長は、旧藤崎町の助役として常盤村との合併時には多大なご尽力を發揮され、そのおかげをもちまして、短時間で合併することができました。合併後は副町長として新藤崎町を支え、心労のあまり体調を崩されたときには、大変ご心配いたしました。今後はお体に十分注意され、ご活躍されますことをご祈念申し上げます。

館山新一収入役も任期満了を迎えられます。収入役制度の廃止により、収入役が置けないためによるものと存じます。これまで民間での経験を行財政改革に十二分に發揮され、多くの成果を上げられました。今後もそのすばらしい能力を藤崎町発展のためにお貸しくださるようお願い申し上げます。

また、今期でご勇退される伊藤正樹教育長は、昭和二十五年から教職につかれて以来、今日まで五十数年間教育に身を捧げられてきました。平成十二年からは常盤村の教育長に就任し、合併後の新藤崎町においても教育長をお務めになられました。これまで様々な教育問題に真っ向から立ち向かい、子供たちのことを第一に考え、解決してまいりました。親子ほど年が離れた私と幾度なくこの議場において真剣に教育問題を議論していただきました。心より感謝申し上げます。

また、本日欠席となっております唐牛和正代表監査役におかれましては、平成十三年より長きにわたり代表監査委員という重要な役職をお引き受けくださりまして、まことにありがとうございます。藤崎町が他町村に比べ、財政指数がそれほど悪くない状況にあるのは、唐牛代表監査委員の行政のむだを見逃さない厳しい目があったからこそと存じます。藤崎町民を代表いたしまして、深く感謝申し上げます。

それでは、平成二十一年度第二回議会定例会に当たり、さきに通告いたしております点につきまして、質問させていただきます。小田桐町長初め、各担当者の方々から明確なるご答弁をいただけますようお願い申し上げます。

まず初めに、町長の施政方針についてお尋ねいたします。

早いもので、藤崎町と常盤村とが合併して四年が経過いたしました。合併当初はうまくいかないこともたくさんあったことと思います。しかしながら、徐々に町民同士が交流する場面を重ねているうちに融和され、お互いに気心がわかってきたことと思います。そのような状況の中、合併後二期目に向けての所信をさきの平成二十一年度第一回藤崎町町議会臨時会において述べられました。小田桐町長が町長就任して以来、一貫した考え方は町民が主役であるということだと思っております。この厳しい時代を乗り越えていくためには、町民の力や

考え方を結集させ、みんなで協力し合わなければなりません。

そこで、二期目に向けた重要政策について小田桐町長にお尋ねいたします。

次に、町民憲章の周知についてお尋ねいたします。

藤崎町民憲章は、町民一人一人がまちづくりに主体的にかかわっていくための行動規範、目標、道しるべとして、新町合併後の平成十九年十二月に制定されたものです。まさしく町民憲章は町の理念そのものです。各種行事の際に、幾度となくみんなで唱和をしておりますが、今後この大切な町民憲章を世代に関係なく、町民一人一人に浸透するために、周知する方法についてお尋ねいたします。

次に、小、中学校の連携授業についてお尋ねいたします。

時代とともに教育環境も変わってきております。我が藤崎町はオープンスペース型の校舎や教科教室型の校舎の建築をしまいりました。青森県内でも小、中学校一貫教育を実施している自治体もあります。藤崎町は小、中学校の連携授業を数年前から実施しておりますが、その目的についてお尋ねいたします。

また、小、中学校の連携授業を実施した結果、先生方や児童、生徒からどのような成果が得られたのかをお尋ねいたします。

また、今後も引き続き小、中学校の連携授業を実施していくのか、小田桐町長にお尋ねして、壇上からの質問を終わります。

○議長（齋藤恵一君）

二番鶴賀谷 貴君の一般質問に対する答弁を求めます。

小田桐町長。

〔町長 小田桐智高君 登壇〕

○町長（小田桐智高君）

鶴賀谷 貴議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、通告のありました一の町長の施政方針についての合併後二期目の重要政策について、についてお答えいたします。

さきの五月二十九日の第一回議会臨時会の提案理由を述べる機会に時間をいただき、二期目となる町政運営の考え方、施策推進についてを申し述べさせていただきました。私が述べた推進対策は、行財政改革のさらなる推進、少子化、高齢化に対応する環境整備、基幹産業の振興、生活環境整備についての四項目であります。町は今後厳しい財政状況の中で、住民満足度を高め、多様な住民ニーズに対し、必要最小限のコストで的確な行政サービスを提供することが本旨、原点であることは言うまでもありません。町が行うすべての事業施策は、

住民生活を快適に営む上で重要であり、町の目指すべき将来像であります「みんなで創る心豊かな優しいまちづくり」を実現するためには、何よりも町民と役場がしっかりとしたビジョンのもとに、まちづくりの課題を共有し、信頼で結ばれ、手を携えて地域の発展を目指していかなければなりません。そのために私はまず、私自身の行動や町政に対する考え方を含め、町政情報を積極的に公開し、町民や職員との情報の共有化を一層進めてまいりたいと思います。

そして、行政の事情を優先することなく、常に町民の目線で考え、行動するために、私自身が積極的に町民の中に出向き、ご意見を伺うことで町民のニーズや時代の変化に的確に対応したサービスを提供してまいります。

役場の機構につきましては、町民にとって簡素で、わかりやすく、利便性が高く、また、職員にとって能力を発揮しやすく、多様な課題に柔軟に取り組めるような組織再編を推進してまいります。

役場は一般会計におきましては、七十億円規模で地域経済に大きな影響力を持つ最大の事業所であり、私自身を含め、すべての特別職、課長職を初めとする職員は、町を経営する者としての自覚と責任感を持たなければならないと考えております。

また、職員には常にコスト意識と町民サービスの向上を目指して、事業や取り組みを改善していく意識を持ちながら、その能力を最大限発揮してもらいたいと考えており、事業の実施に当たりましては、民間委託の推進や民間のノウハウの活用を積極的に推し進めるほか、私自身が前例にとらわれず、聖域を設けることなく、ゼロベースから、事務事業を検証し、改善し、優先すべき事業を判断してまいります。

次に、二の町民憲章の周知についてであります。平成十九年十二月五日に制定いたしました藤崎町民憲章は、旧町村の憲章を見直し、新町としてこれからも目指すべきもの、これからも守るべきもの、そしてこれからの藤崎町に願いを込めて策定、制定したものであります。町民憲章は、快適で住みやすいまちづくりを推進していく上で、環境的な整備とあわせて精神的な指針となるものであり、世代を超えて共通認識の持てるものとして次世代まで継承しなければならないものであります。そのため、町では、制定後、住民の方々への周知対策といたしまして、庁舎前に町民憲章碑の建立を初め、町から全世帯に配布しております町広報誌、町ふれあいカレンダー、ホームページ等に掲載するとともに、町成人式、表彰式などの公式行事及び新年互礼会などの共催行事での朗読などを行い、普及、啓発を図っているところであります。今後におきまし

ても様々な機会、媒体を通じて周知に努め、住民一人一人がまちづくりに主体的にかかわっていただくよう努めてまいります。

次に、三の教育問題についての小、中学校の連携授業について、であります。町では、小、中連携授業の取り組みの中で授業研究を展開しております。この連携授業の目的は、学力向上のために、小、中学校九年間の義務教育の期間を通して、一貫した教育を推進するためであります。そのため、お互いに学校の授業を参観して、教師自身の授業における指導法、指導力を向上させるように努めております。

また、小、中の先生方が出前授業をして、その専門性を生かしながら、児童、生徒に授業への興味、関心を高めるように指導しております。以前、英語と音楽の授業を中学校の先生が小学校に出かけ、授業をしたら、「中学校に行って英語を早く習いたい」という言葉が児童からたくさん聞かされ、音楽の授業では、一時間の授業時間の中で合唱が見違えるように歌えるようになったことを学校側から伺っております。このことから、今後においても小、中学校での連携授業をさらに推進するよう努めてまいります。

以上、鶴賀谷議員のご質問に対しまして壇上からの答弁といたします。

○議長（齋藤恵一君）

二番鶴賀谷 貴君の一般質問に対する答弁が終わりました。

二番鶴賀谷 貴君に再質問を許します。

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

まず初めに、明快なるご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、第一番の二期目の政策について質問させていただきます。

町長自身は四つの項目、四つの柱を二期目の政策として取り上げております。それで、私からは一点だけというか、一つの考え方としてお聞きしたいんですけども、この四つの柱、行財政改革のさらなる推進、少子化・高齢化の対応する環境社会、基盤産業の振興、生活環境の整備と、これらを具体的に政策というか、実行する事業、もしくは考え方として町長は町長選のときに、これらの具体策として項目を挙げておられます。そうですね。その中に例えば重複しますが、行財政改革の推進というのはどういうことをやっていくのかというと、先ほど答弁ありましたけれども、職員の削減と適正化とか、例えば少子高齢化に対応する環境整備というのは、出産、子育て、教育の環境と。きょう同僚の議員が一般質問される例えば学童保育の施設整備も、これは相馬議

員が後で質問しますけれども、これも具体的に言うと少子高齢化対策に対応する環境事業としての項目に入っております。そしてまた、町営住宅の整備も相馬議員から今回質問されます。そういった意味で、私は何かというところといった項目を具体的に町民の方に先ほど壇上からの答弁もありましたけれども、町長自ら公開していくんだと。こういう項目を目指していくんだという、私は町民に対してそういったところまでの町長の考えを町民の方に理解していただくことが私は必要だと思っています。抽象的なことでなくて、そういった点で、このことについてまず町長の方にお尋ね申し上げます。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

今鶴賀谷議員がるるご説明を逆にしてくださいましたので、私が掲げました四つの項目、柱となるこの四年間の期間を任期をちょうだいいたしましたので、町民の幸せのために、町の発展のためにこれらを具体的に具現化していくつもりであります。

この項目の中のそれぞれ具体的な項目というのは、やはり前四年間で、合併後の四年間で、それぞれ私が各地域の方々と接して、いろいろなお話しをお伺いしながら得た問題点、改善点ということが基礎になっていると思います。

あと一つは、地方公共団体が今置かれている状況、これによって行財政改革ということがついてくるわけなんですけれども、必至な課題になるわけでありましてけれども、あとの中身に関してはこれまで四年間地域の皆さんと交流しながら得た、集めた声を改善するそれぞれの項目となっていると思います。

あとは財政面でかなり財政支出を余儀なくされるであろう環境問題の整備、これらが財政面では私は何とか財源を確保しながら、議員の皆さんも廃堰の視察もしていただいているようであります。あるいはきょうお越しの町内会連合会の懇談の場所でも廃堰に関する改善なども意見や要望もありましたけれども、これにどう対応するかというのが目下私が一番悩んでいるといえますか、財源の面で一番かかるだろうと予想されるからであります。しかしながら、厳しい環境、財政状況であろうかと思っておりますけれども、財源確保しながら、一番要望の多いところの環境整備を何とか改善していきたいなど、こう思っております。

間の部分をちょっと省略しましたけれども、これは従来から言っております少子高齢化、これに対応するもの、これは生まれてから亡くなるまで、一生涯

を通して、やはり皆さんに福祉の充実を図っていかなければいけない。少子化にあって、支える若い世代が少ないわけで、お年を召して、重ねて、健康で長生き、そして私はさらに寂しくなくお年をとって、そして健康で長生きしてもらいたいというのが私の最大の願いでありますけれども、多くなるであろう高齢者の年齢層のところを少ない若い世代でどうやって支えるかということ、これはるる子育て支援ですとか、それから妊産婦の健診の回数をふやすとか、あるいは分娩費をふやすとか、そういった具体的なものも今回補正で提案いたしましたけれども、それらを含め、それから学童保育の充実ですとか、学校整備ですとか、結構少子化、高齢化に対する財政支出、予算支出に関しても十分配慮しているつもりであります。

あるいは、基幹産業、こういった不景気の中であって、第一次産業がやはり私は改めて大事な地域を支える産業だなということも認識いたしましたので、ここはリンゴ、お米、そしてニンニクといった当町の主力品種の農産物の生産支援、それから今回の補正予算でも提案いたしましたけれども、共済保険の加入促進のための保険料の支援、あるいは災害に強い農産物の生産支援を目指すための各施策、これらを通してもっともっと本町の基幹産業の農業生産支援を高めていかなければならないと、こう思っております。

本町では、議会の参与であります農業会議の工藤会長さんもここから出ております。大変力強い限りであります。そしてまた、議員の皆さんの中にも農業を本業としている方々が多々あります。また、奈良岡文英議員のような農業経営士の今回資格をお取りになった方も心強い味方であります。小野稔議員にしてもそうです。あるいは諸先輩の中にも農業を営んでいる方が多くいますので、そういった方々とあるいは一般の町民の農家の方々の中にもリーダー的、あるいは指導的立場の方がたくさんいますので、そういう方々と具体的に、具体策を詰めていきまして、これからの基幹産業の振興に努めるよう努力してまいりたいと、こう思っております。

ここで話しすると、私の施策の内容は、膨大な量になりますので、何ぼでも限りなく言いたいことや皆さんにお知らせしたいことがあるんですけども、具体的な政策の展開、それから財政の裏づけ、そういったものがまとまって、議員各位、あるいは町民の皆さんにお知らせが整ったときには速やかに住民説明会なり、議員全員協議会なりを開催いたしまして、皆さんにご理解を承りながら、それを進めていくよう努力をしたいと、こう考えておるところであります。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

詳細なるご説明をいただきまして、ありがとうございます。

そういったことを町民の方々は非常に興味を持っていると思うんです。ですから、先ほど私がお話ししました具体的な事業、具体的なやり方、具体的な部分として町民の方にこういうことをやっていきたいんだということをお知らせしていただければ、ああ、町長はこういうことを考えているんだと、やっぱりわかると思うんですね。ですから、大見出しがあれば、中見出しがあって、中見出しを実行するために小見出しがあって、じゃあこういうことの積み重ねが最後、先ほどお聞きしましたけれども、四つの大きな項目のところには私は行くんじゃないかと思っております。

そしてまた、先ほどから町長が言っております「町民から声を聞くんだ」と。「それで、その意見を町政に反映させていくんだ」と、こういうお言葉がありました。何やら今月からそういった意味でパブリックコメント制度というのが藤崎町では予定しているということをお聞きいたしました。このことについてちょっと関連するんですけれども、総務課長、これいいですか。私の方からしゃべってもいいですか。内容とかわかりますか。

○議長（齋藤恵一君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

これは、今の第二次行財政大綱について、素案等をやっております。それらを踏まえまして、ホームページ等、広報誌等に掲載して、その計画について具体的に町民の計画の中の項目についてこういうふうにした方がいいではないかという意見を聞くという制度でございます。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

まさしく今総務課長のお話しにあった、今までで言えば例えば委員会とか、委員でなければなかなかこう意見を出せなかったものを広く町民にこのことについて意見を求めるというこういう制度が具体的にスタートされる予定になっているという。ですから、そういった意味で多くの町民の声をやはり意見を聞



きながら、町政運営を今後もしていただきたいということをまずお願いをしたいと思います。

そしてまた、先ほど町長からもお話しがありましたこの四つの項目のほかにやっぱり短期的なとか、緊急だとか、そういった項目が必ず出てきます。これは一期四年間の政策としての今小田桐町長のお考えをお聞きしました。もっと細かな要望、要請、そういうものが日々小田桐町長の方にも各種団体、いろいろなところから行っていると思います。そのことで先日、藤崎町の建設協会の方も町長に対して何か要望したということをお聞きしましたがけれども、そのことについてちょっとお聞きいたしたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

藤崎町建設協会の自主事業でありますたしか、「安全宣言」というタイトルで総会が行われたようであります。そこには二人の講師、労働安全基準局の署長さん、それから当町の役場の建設課長、この二人が招かれまして、講演会をやったようであります。私は冒頭の来賓のあいさつということで、ごあいさつを申し上げさせていただきました。それからちょっとさかのぼって、二週間ほど前に、建設協会葛西会長さんから役員の皆さん総出でおいでになりまして、こういうご時勢でありますので、経済状況が悪いといった中で町の財政も大変でしょうけれども、何とか業界、あるいは地域経済の活性化のために、公共事業を出してほしいという切実な要望を書面で提出していただきました。これらにこたえるように、今財政、あるいは担当課、あるいは事業課、各課とそれぞれの、国が進めています経済活性化対策の財源配分を、補正予算等を今議論されていますけれども、それらの配分が平成二十年度もちょうだいしております。あるいは平成二十一年度新年度の補正もいただく予定になっておりますので、これらを財源として、公共工事の発注をいたしまして、私のこの四つの項目、柱の幾つにもわたって、例えば道路の整備、農道の整備も含めて、あるいは緊急雇用対策なども含めて行いながら、それらの要望におこたえしていけるんじゃないかというふうに、商工会の総会でもお話ししましたし、それから、建設協会さんの主催の総会でもお答えいたしたところでもあります。

つけ加えて申し上げますと、商工会の総会では鶴賀谷議員もたしか出席されておりましたようでありますけれども、プレミアム商品券というのを本年度の

途中で要求来られましたけれども、時期的にも、今年それぞれ定額給付金が町民の方々にもほとんど行き渡ったようでありますけれども、一万二千元、二万円の定額給付金、あれと同じ年で、多少おくれた感はありますけれども、商工会活性化のために、商店街活性化のために、地域経済活性化のために、商工会からプレミアム商品券を発行したいのでぜひ補助金をお願いしたいと。これは本定例議会の補正予算で提案させていただいているところであります。三百万円ですね。こういったところもつけ加えさせてご説明させてもらいながら、町民皆さんの理解と、議員皆様のご理解を賜りながら、そういった活性化施策も展開していきたいと、こう思っております。

公共工事もこれからもできるだけ出して、業者さんのためじゃなくて、業者さんの中にいらっしゃる従業員、労働者のためもありますので、とにかく公共事業というと、何か業者のためというイメージがありますけれども、そうでなくて、私も改めて認識するんですけれども、そこに働く労働者や従業員さんのためということがありますので、あるいはまた地域のものが購買されたり、いろいろなものが動くという点からも、そういう公共工事をどんどんそういった財源をもとにして出していきたいと、こう考えております。町民のためにですね。

以上であります。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

同僚の議員の中にも建設関連の方もいらっしゃいます。商工会の会員の議員もいらっしゃいます。そういった意味で、私は一言町長をお願いしたいのは、マスコミでも新聞でも、日本国の総理大臣も言います。「百年に一度の不景気だ不景気だ」と、こう言うんですけれども、それに対応するには何が必要だかと。私はやっぱりスピードだと思うんですよ。ですから、できれば早く、例えば公共事業、もしそういう発注があるのであれば、できれば早く、去年よりも今年、早い、今までの平時と違うんだと。今非常時だから役場の職員いちがかりで、一日でも早く仕事を発注しようじゃないかという、そういう気持ち、そういう行動をお願いしたいと思っております。

ご存じのとおり、本当に今不景気で、建設業界だけでなく、大変な経済危機に見舞われておりますので、こういったときこそ、藤崎町は違うんだと。他町村と違うよと。こういったところをぜひとも見せていただきたいなど。これを申しわけありませんけれども、要望をして次の質問に入らせていただきたい

と思います。

続きまして、町民憲章についてでございます。

先ほど町長からの答弁もありました。やっぱり町民憲章というのは世代に関係なく、そしてこれは次世代にも引き継がれていく大事な私は重要なものだと思っております。そしてまた、先ほど私二期目の重要政策の中、項目で質問しましたけれども、その四つの項目もやはりこの町民憲章に照らし合わせたやはり項目だと思います。ですから、この町民憲章というのは、例えば町長が迷ったり、役場職員が迷ったり、町民が悩んだときには、これを見て、我が藤崎町はこういうまちづくりをしているんだというところを、こういった意味で私は町民憲章というのは非常に大事なものだと思っております。その大事なものは、じゃあ町民お一人お一人に浸透しているのかなと、私自身がちょっと疑問に思ったものですから、今回質問させていただきました。確かに役場前の石碑のところにもあります。そしてまた、健康カレンダーのところにもあります。それをぜひとも、健康カレンダーや広報ふじさき以外にもぜひとも、少なくとも藤崎町の公共施設にはやはりこの町民憲章を掲げて、機会あるごとに、この藤崎町の町民憲章を町民が目につくように、私は最低限それは必要だと思っております。ぜひとも、この件につきまして、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

そのようにいたします。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

そこで、ここで今度また私の一つの要望なんですけれども、これを例えば健康カレンダーではなくて、できれば各世帯ごとに藤崎町は約五千五百世帯ありますけれども、ポスターとか何でもいいんですけれども、そういうことにして、例えば家であれば子供たち、お年寄り、我々若い世代が目につくところに張ってもらうような形で毎戸配布とかというのも私は本当は必要だと思っておりますけれども、ぜひともこの点をご検討いただきたいと思っております。

続きまして、中、小の連携授業についてお尋ねいたします。今度は教育長の方にお尋ねいたしたいと思っております。

先ほど私お話し、壇上で質問させていただきましたけれども、中、小の連携授業、これは藤崎町では大体年間何時間ぐらい小学校と中学校の連携授業を実施されているのでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤正樹君）

お答えいたします。

まず、小、中連携授業の前に、藤崎町、常盤村では、平成六、七年度から連携授業としてやってきているわけです。その連携授業の中に一つは、学習指導、それから二番目としては授業参観、三番目は先進校の視察、四番目は教育講演会、五番目は情報交換会、この五つの授業をやってきているわけです。それで、今ご質問のあった授業についてですが、この第一点としましては、授業参観を中心にしてやっていると。小学校の授業というのは非常にきめ細かく先生方が子供たちに指導しております、その点を中学校の先生たちが指導法として学ぶ。それから、中学校の方では、いわゆる系統性、専門性がありますので、それを中学校の授業を参観した場合に小学校の先生たちが学んでいくと。こういうふうな目的を持って授業を見ております。

今ご質問にあった授業時数の問題ですが、それはあくまでも基本としては小学校では担任が授業をする。中学校では教科担任が授業をするというような形が実際やっていることなんです、その中で連携として取り扱うのはどのような場合かというふうなことですが、一つには、小学校で中学校の先生を呼んで、そして授業をしてもらう。これが先ほど町長答弁にありました音楽とか、英語だとか、そういうふうなものをやってきたわけです。それから、中学校の方では小学校の先生を中学一年生に入った段階で来てもらって、授業をしてもらうという形をお願いしているわけです。そういうふうなお互いの小、中学校の専門的な分野を生かしながら授業連携をしていると。

今後私の方で考えていることは、理科の授業、これは私が現場に勤めていたときに、理科の授業をする前の準備段階は先生がまずそう手数かからないでやるにいい。ただ、理科の授業が終わった後、後始末に非常に時間が必要だということで、理科の先生の授業のあった後は、一時間あけてくれという理科の先生の要望ありまして、理科の授業が例えば3時間目にありますというと、4時間目をその後片づけの時間に充てておるわけです。ですから、そういうふうなことで、小、中連携そういうことでやれるかということやれないわけです。理科の

授業の中に興味、関心をいかに育てていくかということが、それが一番大事なことで、その点の連携はやっていますが、授業時数の中でそういうふうなことは今のところやっておりません。ただ、今後考えられるのは、今各小、中学校では、いろいろな形で外部の講師を中に入れて授業をしてもらっております。したがって、それを進めていく場合に、私は今年度は理科の実験を手伝うOBの先生方、希望者がいないかと今呼びかけているわけです。そのOBの先生方が手伝ってくれるというのであれば、理科の授業を終った後の後始末等、あるいは実験の最中に手伝いできると、そういう形を今年度はお願いしております。今のところ三名ほどやってもいいよというふうな方がありますので、それを一つの組織をつくって、これから進めていきたいと。

それからもう一つは、外部講師を入れるというふうな場合には、先生方と外部の講師のコミュニケーションがうまくとれなければ授業はうまく成立しないわけで、その点も校長を通して、いろいろ学校の方で今工夫、研修させているというふうな状況です。ですから、先ほど時間数を何時間とるといような、そうした段階にはまだ行っておりません。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

今教育長から詳しい説明をいただきまして、まさしく現実問題とすると今教室では先生お一人で、二十人前後の生徒を指導していると。我々の年代のときは四十人ぐらいたんですけれども、今そういう形になっていると。なかなかお一人の先生が二十人の生徒を万遍なく対応しているつもりでいても、やっぱり目の届かないところがあると。そういった意味では、また外部の先生がいて、その先生が気づかない点やいろいろなことをアドバイスしていただけるというのは、非常に私はいいいことだと思っております。私の実感なんですけれども、同じ二十人いても、やっぱり頭のいい人は一回でわかるんですね、でも、私みたいな人は一回聞いてもわからないし、二回聞いてもわからないので、どうせわからないんだば、あといいじゃという形だったんです、私は。そういうのでなくて、そのわからない生徒にでもそういう先生方が後からフォローしていく、当然授業の進め方もありますので、先生のカリキュラムも当然あります。そういった中で、じゃあどのスピードが一番いいのか、どのレベルに合わせていけば一番効率がいいのかという、この問題も出てくると思います。ただし、先ほ

どお話ししたように、そういった私みたいなあんまり学力がうまくない人に対して、そういうふうな形で手厚い配慮をしていただければ、そして興味を持っていただければ、中学校に行ったとき、これは一番問題になるのは、なぜ今小、中一貫教育かというところ、そこが私やっぱり原点だと思います。小学校六先生が中学校一年生になったとき、やっぱり環境が変わります。その中が一番いじめだとか、学力についていけないとか、そういった問題がたくさん出てくるので、そういった形の小、中一貫教育ということが出てきたんだなと思うんですよ。

ですから、我々は小、中一貫教育と、実践はしていませんけれども、そうでもなくとも、そういう連携授業の中で、配慮していただければそういった私先ほどお話ししたことがある程度防げていくのかなと、こう思っております。ぜひともそういった政策を今後も引き続き実施していただいて、そういったOBの先生方、そしてまたそのおかげで若い先生方もやっぱり教育の技術の向上になっていくと思いますので、今後とも実施していただきたいなと思っております。

そういった意味で、先ほど壇上でお話ししましたけれども、悲しい事故がありました。教育長の今任期を迎えるときに、そういうことがありました。また、教育長として職につかれたときも、様々ないろいろな問題があります。私も理解しています。私も中学校のPTA会長をやったときにもいろいろなことがありました。その中でも、毅然としてちゃんと処理する伊藤教育長の私はその姿を参考にして、これからもまた教育に対して情熱を持って、この場で、また違った形、違った方が教育長になられると思いますけれども、私のテーマはやっぱり教育ですから、幾ら時代が変わろうとも、次世代の人材育成なくして、あらわれないんですよ。これしかないんです。農業も大事、商工業も大事ですけども、基本的にはやはり教育です、私は。教育なくして国は成り立たないと思っております。そういった意味で、常にやっぱり教育に対して、私は情熱を持っていきたいと思っております。

そういった意味で、最後に伊藤教育長から今までのこととの関連しながら、ご発言をいただきたいと思っております。

○議長（齋藤恵一君）

教育長。

○教育長（伊藤正樹君）

お答えいたします。

先ほど、私説明足りなかった部分、先に説明させていただきます。

一つは、今小学校、中学校にチームティーチングの形で一人ずつ先生が入っております。ですから、その私はT・Tというふうに呼んでいます、チームティーチングの先生が一つの学級に先生の補助として授業を手伝っておるわけです。ですから、三十五人おりますとどうしてもバランス、上から下までというようなところで、何とか手伝わなければいけない子供たちもおるわけですが、そういうふうな子どもたちに対して、T・Tの方が援助しているというふうなやり方をとっております。

それからもう一つは、二クラスあった場合に、私は交流授業をお願いしているわけです。一組の先生が二組の授業をする。二組の先生が一組の授業をする。というのは、一組の先生が国語の非常に堪能な先生だと。二組の先生は算数が得意だという場合には、お互いに交換をして授業を進めていけば、さらに深まるのではないかと。

それから、もう一つは合同授業をやってくださいと。二クラスあれば、二クラス一緒に道徳の時間だとか、生活科の時間というのは、非常にそれが有効に働きますので、そういう授業の仕方をお願いしてあります。

最後に質問にお答えしますが、これからの教育というのは、私は全体の教育を推し進めていくためには、個人個人を大事にしていかなければいけないだろうと。三十五人いますと、三十五人みんな違った子供たちです。その違った子供たちをいかに伸び伸びと伸ばしていくか、個性豊かな子供ですので、その個性の豊かさを伸ばしていけば、必ずよくいくんじゃないかと。昔は「一事は万事」というような言葉がありますが、一つのことに専門に集中していけば、かならず全体もよくなるというような考え方を持っていますので、そういう意味で、今後一人一人を大事にしていく、それが全体を向上させる大きな力になるのではないかと、そういうような考えで今後進めていきたいものだと、最近小中学校の学力が非常に上がってきております。したがって、私はこれも小、中連携授業のおかげだというふうに考えていますので、以上、答弁といたします。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

私から最後の質問をさせていただきます。最後の質問は、村上副町長に対して質問させていただきます。

先ほど来、町長の四項目の柱、そしていろいろな政策、これは町長としてトップとしての考え方、これはお聞きしました。しかしながら、幾ら優秀な方で

あっても、トップ一人だけでは、できないことがたくさんあります。その中で、副町長として、町長を支えて今まで来ました。今日私、この今の藤崎町の状況があるのは、やはり何ととっても常盤村との合併が最大だと思います。これ、合併しなければ財政的にも厳しいし、いろいろなことで今のこの状況、町長の四つの政策もできないかもわからない。財政的に厳しいと。そういった意味で、何としてもやっぱり常盤村との合併、これが藤崎町の発展の本当の一つの重要な項目だと私思っております。その点で、壇上でも私お話しました。そのときに、事務方のトップとして、やっぱり常盤村との前収入役さんとの事務方の摺り合わせ、数多い摺り合わせを短期間でこなして、そしてまた新町になってから、助役、副町長と、こういう立場になられました。村上副町長は、旧藤崎町の町会議員も長らくお務めになって、行政もわかっていると思います。そういった意味で、最後に、村上副町長にご感想をお尋ねして、私の一般質問を終わります。

○議長（齋藤恵一君）

村上副町長。

○副町長（村上辰美君）

答弁になるかわかりませんが、いずれにしても、今定例会をもちまして、私の任期が終了するわけです。この間、合併して四年間、そしてまた旧藤崎町の助役として一年数カ月、この五年数カ月を皆さん方に大変ご助言をいただきながら、大過なく過ごさせていただいたわけでありまして。この間、何と云っても一番思い出に残るかと言いますと、先ほどから鶴賀谷議員がおっしゃっております平成十七年の三月の旧常盤村、旧藤崎町、合併されたことでもあります。非常に当時は弘前を中心とした十四市町村で組織されたわけなんですけど、途中でご破算になりまして、急遽私が助役に平成十五年十二月に就任したわけなんですけど、その次の年から十二市町村が解散になったとき、即座に私が就任されて常盤に出むいたわけなんです。それは当然あいさつがてらもありまして、そこで当時の石澤善成村長さん、そしてまた浅利一助役、お二人とお会いして、もちろん舘山、当時の収入役さんもおられましたけれども、お話しされまして、そこで第一の火ぶたを切ったのが今非常に私自身の脳裏に浮かんでおります。それがスタートの始まりでありまして、非常に数カ月という短期間の中で、その合併事業というんですか、事務というんですか、進めてきた経緯があります。

そしてまた、合併の法定協議会、ここにもおられますけれども、町内会連合会、そしてまた婦人会、これらについても非常に短時間の中で項目がなされま



した。それが小田桐町政になって、合併されてから四年間実現したといえますか、そういう形では皆さんが、各町民が理解していただいたという形で今日まで来たわけなんです。

そういうことで、いろいろな思い出がありますけれども、先ほど鶴賀谷議員がおっしゃいました四つの項目についても、やはりスピーディーに対応しなければ、後々になると非常に厳しい問題が出てきます。これはこういう事業ばかりでなく、災害等もそうであります。そういったことにおいては、これから小田桐町長に進言したいならば、やはりそういうスピーディーさを持っていただきたい。当然若さもありますので、これは継続すると思えますけれども、そのためには、何としてもここにおられます皆さん方がご賛同していただかなければならないということですので、これからもひとつ小田桐町政を皆さん方で支えていただきたいと思いますなど、こう切望しながら、一言鶴賀谷議員の答弁になりませんが、お話しさせていただきたいと、こう思っております。

○議長（齋藤恵一君）

これで二番鶴賀谷 貴君の一般質問は終了いたしました。

十分間の休憩をいたします。

再開は十一時十分からといたします。

休 憩 午前 十時五十九分

---

再 開 午前 十一時 十分

○議長（齋藤恵一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

次に、十四番浅利直志君に一般質問を許します。

浅利直志君。

〔十四番 浅利直志君 登壇〕

○十四番（浅利直志君）

皆さん、改めましておはようございます。

日本共産党の浅利直志です。

質問に入る前に、まず、先般藤崎中学校の柔道部の部活の練習中に不慮の事故で亡くなりました小笠原さん、そしてご家族の皆様にご心からお悔やみ申し上げるものであります。今後二度とこのようなことが起きないように、関係各位、再発防止のために努力することをお願いするものであります。

また、今六月議会の終了後には、これまでの公務を離れます副町長、教育長、

そして代表監査委員におかれましては、長い間本当にご苦労さまでした。今後とも健康に留意され、地域や各分野において、ご活躍されることを心から期待し、念じてやまない次第でございます。

どんなに遅くともこの二、三カ月の間には国民待望の総選挙があります。今度の総選挙は小泉構造改革なるものにどのような審判を下すのか。そしてこれからの町村自治のあり方そのものを今後決めていく大きな選挙でもあります。と同時に、ただ単に政権交代はか非かというよりも、この国の姿、形、そして経済や産業のあるべき姿、こういうものがどういう方向にあるべきかということが私たち一人一人に問われる選挙でもあると思います。国民の切実な関心や要求から出発しながらも、私は第一には、ルールある経済社会を築く、そのために異常に突出している財界や大銀行、大企業優先の政治の転換が必要ではないでしょうか。

第二には、医療や介護、自治体の自立的運営が可能な安心安全の社会への転換であります。

第三には、日米軍事同盟絶対優先の戦後政治からの脱却、そして自立、自主の平和外交に転換することが大きなテーマとなる選挙ではないでしょうか。国民の絶えざる不断の努力によってのみ、この国の形、自治体の姿が決せられていく歴史的な総選挙に一人でも多く参加し、一人でも多く投票することを切に願っているものであります。

それでは、質問通告に沿いまして一般質問をいたします。

四月の町長選挙で小田桐町長は再選されました。小田桐町長の基本姿勢、行政に取り組む基本的姿勢について質問いたします。

四月の町長選挙に当たっては、二度目の無競争でありました。運も実力のうちなのでありましょうか。しかしながら私は多くの町民に選択の機会を与えられなかったということについては、責任の一端を感じているところであります。

また、小田桐町長は新年に当たって、住民に親しまれる役場づくりも一つの目標に掲げておりました。町長の所信表明の中で、町長は四つの柱の諸施策をさらに推進するとしております。その柱の一つが行財政改革をさらに推進することであります。そこで町長にお聞きいたします。

行財政改革をさらに推進するというその取り組みの中で、住民に親しまれる役場づくりをどのように進めていくつもりなのか、お聞きするものであります。

次に、藤崎町立保育所民営化に伴う運営希望十六法人の名称を全部公開できない理由について町長に質問いたします。

ご承知のように、本年四月から町立三保育所の民営化により、藤崎地域では六保育所、全部の運営が民営化されました。臨時保育士三十数名は若草保育園に引き続き勤務し、基本的に従来スタッフや保育内容で保育事業を実施することになりました。町長は、行財政改革を進めながら、町民との協働を可能な限り広げていく、町民協働の可能な分野を拡充していくということを表明しているところであります。この協働、協力を進めていく上で、欠くことができないのが、行政情報の公開であります。町長自身も先ほどの答弁で言っているところであります。そして、公開開示の拡大によって、風通しのよい役場や協働が促進されていくものではないでしょうか。

そこで改めて質問いたします。

藤崎町立保育所民営化に当たって、名乗りを挙げた運営希望十六法人の名称を明らかにすべきであると考えているが、どうなのか。できないとするならば、その理由及び参加法人のどのような権利が害されるというのか、このことについて明確な答弁を求めるものであります。

次に、行政電算システムの再構築問題について質問いたします。

平成二十年八月二十八日、東芝ソリューション株式会社、本社東京、支店仙台市より、藤崎町における法令改正や条例改定に伴うシステム構築及び保守サポートの終了の通告がされております。端的に言えば、いわば世界の大企業である東芝のこの分野からの全面撤退の通告であります。振り返りますと、合併時、システム統合のために東芝ソリューションに約二億円以上支払ってきました。東芝の撤退通告を受けて、現在システム再構築にとりかかろうとしているようではありますが、再度二億円余りの投資が必要だとも言われております。

そこで、町長に質問いたします。

これらの原因と今後の対応や取り組みについて質問いたします。

次に、町の監査制度の改善について、監査委員二名は民間人の登用とする制度改善について質問いたします。

藤崎町においては、条例、法令上、町議会議員より一名、民間有識者より一名の二名となっておりますが、今後ますます事務処理の迅速処理、あるいはまた複雑多様化する行政システムやこれらの処理が求められております。また、団塊世代の退職等により、銀行OBや県庁OBなど、多様な人材も生まれております。監査制度におかれましても、民間活力に意を用い、監査委員二名を民間人とする体制を議会の同意も得ながら進めていく用意がないのかどうかお聞きするものであります。

最後に、町所有の集会施設などの修繕費の三割負担問題について質問いたします。

昨年四月一日より、維持管理に対する要綱が定められ、三割負担とされたわけではありますが、今後とも地域コミュニティ活動を維持発展させていく上でも三割負担の軽減策を講ずるべきではないでしょうか。本来、町所有にかかわる建物の主要な構造部分である柱、屋根、外壁、土台にかかわる主要構造部分は町が必要性を認めた場合、予算の範囲内ではありますが、十割町で負担するのが原則ではないでしょうか。また、国の補正予算、そして地元中小業者の仕事確保の点からも、緊急的に町の補助予算を拡充する、あるいはまた三割負担の軽減策に取り組むべきだと考えておりますが、その用意がないのかどうか、町長に質問するものであります。

以上、町長の行政に取り組む政治姿勢にかかわる点について、壇上よりの一般質問とするものであります。ぜひ簡潔、明瞭な答弁を期待しているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

十四番浅利直志君の一般質問に対する答弁を求めます。

小田桐町長。

〔町長 小田桐智高君 登壇〕

○町長（小田桐智高君）

浅利直志議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、イロハのイの住民に親しまれる役場に向けた取り組みについてであります。先ほどの鶴賀谷議員の一般質問に対する答弁においても触れさせていただきましたが、役場は私たちが生を受け、土にかえるまでの一生涯の間、関係する場所であります。親しまれる役場となるための基本的な考え方ではありますが、将来の人口減少、少子高齢化社会に対応した自立可能な財政基盤の確立に向けて、住民に身近で親しみのある役場を目指し、住民と協働社会の形成に向けて、次の視点による取り組みを今まで以上に推進することといたします。

一つ目は、自立可能な財政基盤の確立であります。財政基盤の確立には、歳入を増加させること、歳出を削減すること、地方債を厳選すること。この三つの項目を実行することが不可欠であります。特に、町税などの収入率の向上に努め、固定経費を最少とするため、事務事業の見直しや民間委託、職員数の適正化などを進め、財政基盤の確立に努めるというものであります。

二つ目は、身近で住民に信頼される役場づくりであります。役場は公共サー

ビスの主たる提供者として、身近な住民の役場であり続けることを今後においても推進してまいります。少数精鋭で協働社会に対応した役場改革を推進するため、役場の組織、機構につきましては、住民にとって、簡素でわかりやすく、利便性が高く、また、職員にとって能力を発揮しやすく、多様な課題に柔軟に取り組めるような組織再編を推進してまいります。

三つ目は、協働社会の形成であります。住民と行政とがともに考え、汗を流す地域主権が目指すべき協働社会であります。住民と連携して協働を推進するためには、進める上で必要な情報の共有化、活動の支援体制、参加機会の拡大、人材育成のための各種講座の開設などに積極的に取り組み、住民と役場を結ぶ職員の意識改革を進めてまいります。

また、町を構成する住民、町内会、各種団体、企業、学校などと役場はそれぞれの役割を分担し、相互理解を含めて、地域の課題をみずからの手で解決するために、地域内分権などの新たなルールや、仕組みを検討し、地域コミュニティの再生、強化に取り組むこととしてまいります。この三つの取り組みを推進し、住民に親しまれる役場となるため努めてまいります。

次に、口の保育所民営化希望十六法人名を全部開示できない理由についてありますが、このことに関しましては、平成二十年九月の第三回及び十二月の第四回の町議会定例会におきまして、説明をいたしました。が、応募いただいた法人及び運営する保育所に入所されております児童並びにその保護者の方々などに不安感を抱かせたり、ご迷惑をおかけしてはならないということから、選定とならなかった十五団体の法人名の公表を控えさせていただいているところであります。

浅利議員からは昨年の十二月に町の情報公開条例に基づき、この十六法人名に係る行政文書の開示請求があり、町といたしましては、公にすることにより個人及び法人の権利、利害が害されるおそれがあると認められると判断したため、今年一月に、請求に関する行政文書を一部開示により公開を決定通知をしたところであります。議員からは、この決定に関しまして、行政不服審査法に基づく異議申立書が二月に提出され、町といたしましては、申し立ての趣旨、理由などから判断し、町情報公開個人情報保護審査会に対しまして、諮問をいたしました。この異議申し立ての諮問について、審査会では会議を三月と四月に二回開催し、調査審議、意見集約を行い、一部公開とした町の決定が違法ないし、不当とは認められないという審査会での合議から、異議申し立てを棄却するのが相当であると答申を受けたところであります。これらのことから、町

で決定いたしました対応につきまして、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、ハの行政情報システムの新規更新、保守サポート終了の原因と今後の対応や取り組みについてであります。町では多様化、高度化する住民ニーズに迅速に答え、利便性の高いサービスの提供や医療、介護など、各種制度への対応のため、電算システムの導入、活用による行政運営を図っているものであります。現在、町が基幹システムとしている総合行政情報システムにつきましては、平成十七年三月の町村合併時において、東芝ソリューション株式会社東北支社により導入したものであり、システム導入後の保守業務につきましても、同社へ委託しているもので、住民記録業務、徴税業務を初め、三十二業務について運用しているところであります。こうした中、昨年八月、東芝ソリューション社から、同社総合行政情報システムワピアEXのユーザーが市町村合併により全国で七十自治体ほどから十七自治体まで減少し、法改正などによるシステム開発において、コスト高となり、新システムの開発自体が困難に陥っていることから、同社として総合行政情報システムに係るシステム開発を今後凍結することを打ち出し、当町の総合行政情報システムに対する保守サポート業務のうち、法改正、制度改正に伴うシステム改編への対応については、平成二十二年度末までの法改正など、施行分に限って、また法改正への対応を除く機器などの保守については、平成二十三年度末で終息するという申し出があったものであります。この申し出を受けて、町では今後の行政運営に係る影響、対応について庁内で検討を行なった結果、平成二十三年四月以降、仮に現行システムの改編を必要とする制度改正などが行われた場合、これに対応したシステム運用が不可能となり、行政サービスに支障を生じることなどが見込まれるため、平成二十三年四月本稼動を予定として、現行の行政情報システムを更新することといたしましたものであります。

去る三月の町議会定例会においての平成二十年度補正予算として、一部関係予算の議決をいただき、現在新たな行政情報システム再構築のための作業を進めているところであります。現段階では、新システムの再構築のため、約二億五千万円前後の経費が必要と見込まれておりますが、町ではこれまで対応を検討する過程において、経費削減並びに財源確保のため、東芝ソリューション社に対するデータ移行費などの圧縮削減の交渉や、財政支援を含めた県への相談、要望、さらには断念する結果となりましたが、当町と同様の問題を抱えている平川市との電算システム共同化の調査、検討などの取り組みを行ってきたとこ

ろであり、今後もこれら取り組みを継続するとともに、国の交付金の活用ができないかどうかの検討を加えるなど、コスト削減、財源確保に最大限努力を重ねてまいりたいと考えております。

また、今後、システム再構築委託業者が決定し、必要な経費が判明した段階におきまして、改めてシステムの構築スケジュールなど、詳細についてご説明申し上げたいと考えております。

次に、ニの町の監査委員二名は民間人登用とする制度改善についてですが、ご承知のとおり、町の監査委員の委員定数に関しましては、地方自治法により規定されており、人口二十五万人以下の市及び町村におきましては二名となっております。監査委員は町長部局から独立した立場を認められた地方自治法で定める執行機関の一つであり、公正、普遍的な立場で町民の貴重な税金が無駄遣いされていないか、それぞれの事業が本来の効果を上げているのかチェックすることが業務となっております。当町では、法の規定に準じ、条例により監査委員は二名とし、行政運営に関して識見を有する委員を一名、議会の議員から一名を議会の同意を得て選任し、例月出納検査、定期監査、決算審査及び基金の運用状況審査、検査及び審査の結果に関する報告などを公正、普遍的な立場で監査等を行っていただいているところであります。

次に、ホの町所有集会施設などの修繕費三割負担についてであります。町所有の集会施設の管理運営及び修繕の取り扱いにつきましては、合併協定の際にも大きな課題でありましたが、町内会連合会のご意見を伺いながら、庁内検討会議において、集会施設等の維持管理形態統一方針を定め、平成二十年四月より指定管理者による管理運営をお願いしているところであります。この中で、修繕費の取り扱いについても協議がなされ、二十の集会施設の公平性や施設の使用料を指定管理者の収入とする利用料金制の導入などを考慮し、また、施設使用者が自分たちの施設は自分たちで管理するという自覚の醸成を図るため、修繕費を補助する方式を採用し、その費用の三割を地域にご負担いただくという方針でお願いしております。このことにより、不測の修繕が発生した場合でも指定管理者が主体性を持って迅速に対応することができ、利用者の利便性の向上が図られるものと考えております。

以上、浅利議員の一般質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（齋藤恵一君）

十四番浅利直志君の一般質問に対する答弁が終わりました。

十四番浅利直志君に再質問を許します。

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

今町長から答弁いただきました。一応質問通告に沿って再質問をしたいと思います。

初めに、住民に親しまれる役場に向けた取り組みということで、町長から財政の確立も含めて親しまれる役場づくりのためには必要なんだと、財政が土台だというような話しまであつたんですけれども、それらも土台にはなるんでしょうけれども、私はもっとやっぱりもう少しこの問題で具体的に何かだれかがつくった作文を読んでいるようで、町長もさっぱりしなかったんじゃないかなというふうに私は思っているんですけれども、それで、この間、水曜日に時間延長しましたよね。これは大分定着してきたと思うんです。税金を納める、あるいは母子世帯の請求だとか、あるいは印鑑証明書、それから住民票、こういうものはかなりとらえてきたと思うんです。私まずこれを一週間に一日やっているんですけれども、この近辺でもなんも近隣に足並みを合わせる必要はありませんから、やっていないと思うんですけれども、今までのことを検証してもう一日ふやすとか、そういう検証とか、増加の検討とか、そういうものをしてみたらどうなんでしょうかとこのように思っていますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

窓口延長については、毎週水曜日六時半まで延長しておりますが、ただ、これは去年の四月からということでやっております。それで、データとしましては住民課、福祉課、税務課関係合わせまして、年間で一千二十三件程度でございます。それら等も考慮して、もう少し様子見てもっと利用状況の要望があるとなれば、そういうことも踏まえてもう少し様子を見て検討してまいりたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

検討してみるという、検証と検討をやっていただきたいというふうに思います。

最近、私この親しまれる役場、通告したと同時に、住民課にベビーベット、



これが設けられたんですね。これはいいことをやったというふうに私は理解したんですけれども、町長の発案というよりも課の発案なのか、ベビーベットを置いてやるのが、結局お母さんたちが申請に来たときに、安全性の問題もあるんでしょうけれども、非常にいいことじゃないかなというふうに私は思っているんですけれども、一体これには予算的にはどれぐらいかかっているんですか。そんなにかからないんじゃないかと思うんですけれども、いいことをやるのにどれぐらいかかったのか。財政が大事だ大事だと言っていますけれども。

○議長（齋藤恵一君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

私以前から来庁者の方が赤ちゃんを抱えながら申請事務を行っているということにつきましては、非常に危険だなという感じがしておりました。それで、当初予算におきまして五万円ほど計上したところ、それは対応できるということでしたので、早速新年度予算から五万円を歳出するという考えであります。

以上でございます。

○議長（齋藤恵一君）

浅利直志君。

○十四番（浅利直志君）

五万円ほどだということですので、安全性の問題に配慮もしながら、そんなに億だとか、一千万円だとか、そういう単位でなくても、住民サービスを親しまれる役場に提供できることがあるんだと。時差出勤して水曜日対応するとか、ぜひそういう視点を忘れないで追求していただきたいというふうに、基本的にはそういうふうに思いますので、今後の取り組みを注視したいと思います。

この問題についても一つだけお聞きいたします。

町長、この四年間の任期中には、常盤の支所を廃止するというようなことはゆめゆめ考えていないでしょうね。考えていらっしゃるんですか、その辺はどうでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

これは前の任期にも議論がありましたけれども、検討委員会で協議をしてい

ただいております。何といたっても地域の方々の利便性を考える支所、あるいは本所でありたいと、こう思います。そして総体的に親しまれる役場、親しまれる行政機関ということに注意を払ってまいりたいと、対応したいと、こう思っております。具体的な支所の行方につきましては、地域の方々の理解が得られた段階、あるいはその他の条件を加味しまして、これは対応を考えてまいりたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

時間の制約もありますので、ホの町所有集会施設などの修繕費の三割負担問題についてお聞きしたいと思えます。

私が聞いた一つは、地域の集会施設、コミュニティ施設、これは今後ともやっぱり維持していくというか、コミュニティ活動そのものを維持していく上では必要なことだと思うんです。ただ、旧常盤の場合と藤崎の場合と、歴史、常盤の場合は集落ごとに集会施設をつくってやるということに力点を置いてきたものですから、経過が違いますけれども、私が聞きたいのは、やはり十万円以上かかるものについては三割負担だと、修繕費については。でも、その建物の構造の主要な部分については備品だとか、そういう障子だとか、そのたぐいと違うわけですから、基本的には行政で、行政の依頼を受けて指定管理の活動もしているわけですので、そこの一律三割じゃなくて、柱や屋根だとか、外壁だとか、主要な構造にかかる部分は行政が責任を持って、やっぱり対応すべきだと思うんですよ。それができないんだったら、今度からその施設は要らないですというふうにはっきり宣告せざるを得ないというふうに思えますので、主要な構造について、行政負担を十分考えるべきであって、三割負担から二割負担だとか、軽減策をとるべきだと思っておりますけれども、その点について町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

この集会施設、あるいは町所有、あるいは地域所有という別はあるようでありましてけれども、この別をとりあえずなくするという考え方で理解をしてもら

うということがまず大事なのかなと、こう思っております。町所有だから町が、地域所有だから地域がというのではなくて、いずれも地域の皆様方に便利に合理的に使っていただく施設ということで、そのためにその区別なく、行政が修繕が必要であれば支援する、バックアップする、補助するという考え方でまず町内会連合会の皆様初め、関係各位と何年にもわたって、これは理解を深めるために、継続して今検討させてもらっているところでもあります。集会所に限らず、この行財政改革の中にも実績としてやってまいりました。町民の皆様にはこれは本当に多大にご負担、あるいはご理解をいただかなければならないもので、集会施設に限らず、公共施設全般に利用料、使用料というものがかかってまいりますけれども、この点もまだまだ細部にわたって検討や改善していかなければならない点があるんですけれども、いずれにいたしましても、利用する方々も一部負担していただいて、それで長く使っていただくと、大事に。こういう公共施設というのは自分たちの施設でもあるという考えにぜひなっていただければなど、こう思っています。

集会施設に私、年間を通して数限りない回数で皆さんにご案内をいただきまして、お邪魔するわけですが、「ここは皆さんの自宅と同じですよ」というお話しをさせていただいております。私の立場上、都合上ですね。皆さんにもぜひ「これがなければ困るでしょう」と、「これは皆さんの自宅、あるいは住宅の一部だと思って使っていただきたい」と。「ですから、皆さんにも一部負担していただいて、でも大部分、多くの部分は行政でもお手伝いできるだけしたいです」と。その多くの部分といったら何なのかというと、割合でいうと、本日お示ししましたように三割負担と、こういうふうになるわけなんですけれども、それも細かく今はまだ、同じ三割でも詳細に検討すると額やそういう費用の負担分が出てくるということで、今総務課と関係団体、町内会の皆さんと理解していただけるところで協議しているところでもあります。そういったところで、集会施設自体のこのところは町負担、このところは住民負担という、そういう分け隔ても、これもまたなく、全部が皆さんの家と同じ施設だということ。だけれども、負担は常識的なできる範囲でお願いしたいということになりますので、ぜひご理解をいただきたい。浅利議員も町内会長の責任あるお立場のお一人ですので、今回あえてこれも取り上げていただいたと思うんですけれども、皆さんに多くの負担はいただくことにならないと思いますので、ひとつ常識の範囲で、負担できる範囲で、何とかご理解をいただければなどということでも理解をしていただきたい。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

地域の施設だという、そして町民、その地域住民の施設だというふうなことで大事に使いたいというふうには思っております。ただ、私が気になっているのは、藤崎町では町内会単独で建てている施設もあるわけです。その辺についてのやっぱり全体の補助枠をちょっとここ一、二年だけでもいいから特例だということで、補助枠を拡大して、町内会単独でつくったものはその町内会でみんなやれよというようなことも改めてほしいなというふうに思っております。

これとちょっと関係して、お聞きしたいんですけれども、緑団地の集会所というのがあります。何か聞くところによりますと、これほとんど床が抜けそうで、よく建っているんだなというふうに言われたんですけれども、私も見てみたんですけれども、中は見てみなかったんですけれども、緑団地の集会所といいますか、団地と一体のものなんだと思いますけれども、これはその住民、団地の人が三割負担するとか、そういうことはあるんですか。それを全部行政で責任を持ってやるんですか、どういうふうに現状はなっっちゃるんでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

建設課長。

○建設課長（兵藤 寿君）

お答えいたします。

今浅利議員が費用負担のことでお尋ねだと思っておりますけれども、これは集会所という名前、現在呼ばれているわけですがけれども、条例にもたしか位置づけられております。しかしながら、緑団地の集会所そのものの始まりが、団地の管理棟という形で建設されたものでございます。したがって、各集会所を指定管理者制度を行いましたけれども、ここだけは例外的に外しております。したがって、全額町が負担して修繕するというところでございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

全額町で負担して施設の本来の役割が果たせるようにするということであり

ます。引き続きこの問題は、現在の国が進めている雇用対策だとか、あるいは地元の仕事おこしというか、そういう点も含めてここ一、二年についてやっぱり弾力的な取り扱いをして、補助枠をふやすような取り組みをしていただきたいということを強く要望して、次の質問に移りたいと思います。

ハの行政システムの新規更新、これ東芝さんができませんよというようなことなんですけれども、私がまず第一番目に疑問に思っているのは、町長も正確に言ったんだと思いますけれども、「凍結だ」と言っているんですよね。何かそして私が通告文書をもらいましたら、こういうふうになっていますね。「新規システムの開発を凍結させていただくことになりました」というふうになっているんですけれども、何かおかしいんじゃないかなと思うんです。凍結というのは、中止と大体同じで、またやりますよと、今はやれませんかというようなことに普通の日本語ではそうなんですけれども、これは凍結というよりも、東芝の世界戦略といいますか、いわゆる家電もあんまり売れない、そういうような中で私の聞き及ぶところでは原子力産業に力を入れて、東芝としてはやっけていくんだというようなことも相まって、凍結じゃなくて、実際は中止、撤退、こういうふう理解すべきだと思うんですけれども、その辺の認識はどうなんでしょう、担当課長でもよろしいですので、お聞きいたします。

○議長（齋藤恵一君）

企画課長。

○企画課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

浅利議員に対します先ほどの町長からの答弁では凍結という、これにつきましては東芝ソリューション社からの通知書、これが凍結というふうになってございますので、そこのところの引用での答弁という形になったものと思っております。しかしながら、我々といたしましては、ただいま浅利議員からお話しがありましたとおり、撤退というふうな感じで実際はとらえてございます。

以上であります。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

実際には撤退だということでありまして。原因は合併によって東芝を使う自治体が大幅に少なくなったということと、東芝としての事業をどういうものに特化させていくのかという中で起きてきた問題であり、しかしながら、実際はま

た二億五千万円というような話しも二億円余がまたかかるという問題であります。目に見えない形で、こういう出費を強いられるというふうなことになるわけですね。私は一つ問題にしたいのは、例えば前に合併するとき二億円かけた。半分がいわゆる打ち込みだとか、データベースをつくるための費用だと。あと半分はハード面というか、そういうふうなものだったとしても、この一億円余りが全くまた使い物にならない機械だけがあるというようなことになるんだというふうに想像するんですけれども、今の取り組みを見ますと。

そこで私がお聞きしたいのは、当初の契約、これからもまた新たなところ、業者を選定してやるのであれば、富士通さんであるか、どこか知りませんが、その契約の段階で歯どめを打っておかないとだめだと思うわけですね。撤退するときはどうするんだと。違う業者を紹介しますとか、あるいは今要求しているデータ移行に伴う五千万円かかるものを半分にするんだとか、そういう歯どめ策の契約が何ら見えないと思うわけですね。業者の言いなり、これではまたどういう状態でどう転ぶかはわからないわけでありますので、その辺の契約上の不備について、やっぱりあったのかなというふうに私は思います。だから、今後そういう契約上の万全を期す、あっちから来た契約をそのままじゃなくて、こっちにも有利なような歯どめがかかるような契約をすべきだと思っておりますけれども、今後の取り組みと契約問題について、どういう認識なのか町長及び担当課にお聞きいたします。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

まず、私から基本的な町の姿勢としてお答えしたいと思います。あと補足があれば担当課に補足していただきたいと思っております。

凍結云々という東芝ソリューション社側からの一方的な申し入れでシステムが使えなくなるんだということに関しては、全く不本意でありまして、私初め、町関係者は納得いかない、当初から感じておりましたし、今でもそのためにだけども、住民の町民を初め、町のあらゆる情報がこのいわゆる簡単に言うところコンピュータシステムに入るわけでありまして、その町のあらゆる情報が入っているシステムは非常に大事なものであります。したがって、専門的でもあり、特殊なものでもあるようでありまして、その一つのメーカーが独占的に管理しているこのシステムというものがその会社が管理運営していけなくなるといったときには、もう何とというか、大変な思いでいるわけでありまして。約束したこと

をちゃんと履行してくださいよと。そういう思いで今もいます。この点につきましては、じゃあそういった補償的なものがどうなるのかと、管理運営できないのであれば、次のメーカーを選定したときにはどう移行するのかといったことを法的な手続とか、そういったものに関して、補償とかに関して当然出てくる問題になりますので、その点は町の契約しております弁護士等とも相談をいたしまして、交渉事を進めてまいりたいと、こう思っておるところであります。

いずれにいたしましても、この移行がスムーズに行われたいということになりますと、もう先ほど言いましたように、全部の町の情報、町の心臓部がそこにあるわけでありまして、これは慎重にも慎重を期して、これをスムーズに次のメーカー、保守管理の業者に移行させていきたいと、こう思っております。

いずれにいたしましても、今回の件については町民各位、議員各位に対しまして、これは全く予期していない事態、そしてまた必要以上の予算、財源がそこにかかわってくるわけでありまして、私からはこの点はおわびを申し上げ、さらに先ほど浅利議員がおっしゃいましたように、今後の対応につきましても二度とそのような事態にならないように対応策も万全を期しながら、この問題を対応していきたいと思っております。これは平成二十三年云々までかかっていきますので、ということで、もう一、二年かかるわけです、スムーズな移行をするためには。この期間、町民の皆様にも議員各位はもちろんですけれども、皆様にも安心していただくためにも、十分ご説明をいたしながら、これをスムーズに移行をやってまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。別な機会にもるるその時点での詳細説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

それでは、最後に、保育所民営化十六法人名ですね。

明らかにできないという全部開示には応じかねるという問題についてですけれども、これも法人に迷惑がかかる、津軽弁でしゃべれば、「迷惑かかるはんで」というふうにおっしゃっているんですけれども、法人の利益や権利といいますか、そういうものは、どういうふうに迷惑かかるんですか。みんな入札と同じ状態でやったわけでしょう。どういうふうに迷惑かかるんですか、その点についてお聞きいたします。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

登壇でもお話ししたとおり、この件につきましては、前二回の議会でも答弁させていただいております。十六法人名を全部開示できないということで、町の私の考え方を重ねて答弁させていただいたところであります。この開示を求める側とそれから開示を拒否する側と両者あるわけでありますので、その行司をしていただくために審査会というものを開催いたしまして、その結果を浅利議員、あるいはまた公示をしてありますので、その点については重複した答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

情報にも期限のついた情報開示というか、これは秘密だよと言って、いわゆる大きい国の話しでいけば、いわゆる核持込ですね、これは合意していたんだというのを三十年もたってからわかったじゃと、東奥日報にも赤旗の新聞にも報道されておりましたけれども、この情報開示についても今のところ無期限で開示をしないというふうなことなんですか、その点を最後お聞きしておきたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

この件につきましては、指定管理者制度ということで、法人と十年間契約ということで、その辺で考えておきたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

十年後にはというようなほどのものじゃなくて、公募をしているわけであります。町の責任で、なおかつその申し込んだ法人十六に対して、秘密と申しますか、その名前も伏せるんですというふうなことをあらかじめ通告しておいたというふうにも思えません。ですから、今となつてはもう業務を遂行しているわけですから、ほとんど弊害がないというふうにも解釈されますので、ぜひ町



長が言っている情報公開して、協力、協働の住民と役場の協働づくりを進めたいというようなことの一つでもありますので、積極的な開示と公開を強く求めて質問を終わりたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

これで十四番浅利直志君の一般質問は終了いたしました。

これをもって昼食といたします。

再開は一時五分といたします。

休 憩 午後 〇時 六分

---

再 開 午後 一時 五分

○副議長（平田博幸君）

改めましてこんにちは。

議長が所用のため、暫時議長の職を行います。

それでは、活発な議論を期待し、休憩を取り消し、会議を再開いたします。

三番奈良岡文英君に一般質問を許します。

奈良岡議員。

〔三番 奈良岡文英君 登壇〕

○三番（奈良岡文英君）

議長の許しを得ましたので発言させていただきます。

皆さん、午後のお疲れのところ、よろしく願いいたします。

議席番号三番奈良岡文英であります。

平成二十一年第二回藤崎町議会定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

我が国の経済状況は、世界不況の中で主要先進国の中でも最悪と言われるほど危機的な状況が続いています。青森県においても、経済指標の一つである有効求人倍率は四月に〇・二七倍で、全国最下位となっています。依然として厳しい経済情勢は続いています。こうした中、地方の行政は極めて厳しい行財政運営が強いられており、我が町を初め、地方自治体を取り巻く環境についても政府の三位一体の改革を初め、各種制度の改革が進められる中で、景気低迷の影響を受けて、町税の減収など、町財政にも非常に厳しい影響を及ぼしております。こうした右下がりの厳しい社会情勢の中、四月の町長選挙において、小田桐町長は再選されたわけではありますが、藤崎町長二期目の町政運営に当たり、先日の臨時議会において一万六千五百人の町民に対して、その所信を明らかに

しました。その内容はまちづくりを進める上で、町民が主役であり、町民の意見を真摯に受けとめ、すべてにおいて公平、公正であり、常にみずからの責任で先頭に立ち、全身全霊を捧げ、誠実に真剣に町政に取り組む決意を示し、藤崎町の次代を担う子供たちがふるさとに誇りを持てるよう、次の四項目を柱として諸施策を推進していくとしています。

第一に、行財政改革のさらなる推進、第二に、少子高齢化に対応する環境整備、第三に、基幹産業の振興、第四に、生活環境の整備を図っていくとし、向こう四年間の町政運営の施政方針を示しました。

それでは、通告しておいた小田桐町長二期目の施政方針について質問させていただきます。

まず第一点目は、町長のさきの所信表明にもありました基幹産業である農業の振興について伺います。

我が町はこれまでリンゴと米を主体とする農業とともに発展してきました。リンゴでは今や世界一の品種となったふじの発祥の地、稲作では有機米やクリーンライスなど、売れる米の先進的な取り組み、また、品質日本一のニンニクの産地として産地化に取り組んできました。土地の利用状況を見ますと、町の総面積の四八・七％が田、二三％が畑、合わせて町全体の七一・七％が農地であり、人口比で見ると農家人口は約六千五百人となっており、町民全体の約四割の人が農業に関係しています。いうまでもなく我が町の基幹産業は農業であり、私たちは将来にわたり農業の振興を図り、魅力のある農業を展開し、担い手を育成し、次の世代に美田と緑に囲まれた風光明媚な景観を残していく責務があると思います。しかし、少子高齢化に伴う担い手不足やコストのかからない効率のよい農業経営をするための生産基盤の整備、消費者のニーズに対応した売れる農産物の生産など、様々な課題を抱えています。

そこで、通告した項目の農産物の販売宣伝対策について伺います。

今日の農業は農産物を生産するだけでなく、販売する、どうすれば売れるのか、買ってもらえるのかという意識を常に持っていかなければなりません。また、生産者がお互いに手を携えて連携して、産地を形成し、ブランド化し、他の産地と競争していかなければならない時代になっています。町としては、農産物の産地を形成し、販売力を強化し、藤崎ブランドをつくっていくためにはどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、地産地消の推進について伺います。

近年消費者の農産物に対する安全安心志向の高まりや生産者の販売方法は多

様化していく中で、地域で生産されたものを地域で消費して消費者と生産者を結びつける地産地消への期待が高まっています。また、政府は、食料、農業、農村基本計画の中で、地産地消を食料自給率向上のために重点的に取り組むべきとして推進するとしています。地産地消に取り組むことによって地域社会に及ぼす影響はたくさんあると考えられますが、まず消費者と生産者が顔が見え、対話ができる、そういう関係を構築することによって両者の物理的な距離はもちろんのこと、精神的な距離も近くなり、対話、コミュニケーションが図られ、消費者の地域農産物への愛着心が深まり、地域社会の活性化につながるのではないのでしょうか。

そしてもう一つは、地産地消に取り組むことによって消費者と生産者が相互に理解を深め、信頼関係を築くことによって、地域の消費者一人一人が地元農産物の情報発信者となり、地域内のみならず、遠くの大消費地へのPR効果も期待できるのではないのでしょうか。我が町にはリンゴのふじ、米のクリーンライスを始め、野菜では常盤ニンニク、アスパラガスなど、特色のある農産物がたくさん生産されています。これらの農産物を消費宣伝、アピールしていく上で、町として地産地消運動にどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、担い手の育成について伺います。

近年、農業を取り巻く情勢は、世界的景気低迷や輸入農産物の大幅な増加など、常に世界情勢に目を向け、そしてそれに対応していかなければなりません。また、長引く農産物の価格低迷により、農業経営が圧迫され、それによって担い手の減少や農業後継者の減少を招き、さらに農村の高齢化が進んでいます。我が町の基幹産業である農業を将来にわたり魅力ある農業として若者が定着し、持続的に発展させることが重要であります。若者が生き生きと活動し、地域農業の担い手となることは、地域農業のみならず、町の活性化にもつながっていきます。農業経営基盤強化促進法により、認定農業者の育成や支援、また、新規就農者の育成確保に力を入れて取り組んでいるところですが、重要なことは、経営基盤の強化を図り、農家所得の向上を図ることです。我が町の農業の将来を担う担い手の育成について伺うものであります。

次に、第二点目の教育の基本方針について伺います。

社会構造が高度化、多様化した現代は、社会情勢が急速に進展し、それに対応していくために生涯にわたって学習し、自己を高めようとする住民意識に対応していく必要があります。例えばコンピュータ社会になり、情報が氾濫し、インターネットが普及し、いながらにして世界中のどんな複雑な情報でも瞬時

に正確に処理される時代になり、人間の情報処理能力をアナログからデジタル処理に変換していくという学習など、自らの意思で学習し、生きがいのある豊かな人間生活を送るために、生涯にわたり学習するものであります。社会の変化に伴い多様化した価値観や、要求にこたえるための学習機会をつくるのが大切であります。この生涯学習についての基本方針について伺います。

次に、学校教育における地域学習について伺います。

近年は子供たちを取り巻く環境は大きく変化しています。少子化が進み、子供の数が減少し、兄弟や地域の子供同士で人間関係を学ぶ機会が減っています。また、家庭では、核家族化が進行し、祖父母がいない家庭が多くなり、家の中に閉じこもりがちになり、地域の伝統行事に参加したりして、地域住民と接する機会が少なくなり、地域の伝統的文化や歴史、習慣、産業など、地域社会から学ぶ機会がなくなってきました。地域社会の連帯感が希薄になっている現代こそ、子供たちと地域社会のとの距離を近づけるためにも、学校において地域の歴史、文化などについて学習することが大切であります。生まれ育った地域を誇りに思い、住みよい地域社会を次の世代に引き継いでいくためにも、地域を学習することが地域の再生につながっていくと考えます。学校教育において、地域学習はどのような位置づけになっているのか伺います。

最後に、人材育成について質問いたします。

藤崎町が将来にわたって発展していくためには、子供から青少年や大人まで町の将来を担う人材を育てること、人材育成が大切です。その内容は多岐にわたるかと思いますが、各種の研修会や講演会の主催や、参加の機会をつくり、また、それを支援すること、百聞は一見にしかずと言いますが、見聞を広げるための派遣事業を起すなど、人材育成に関する町の方針を伺います。

以上で通告した内容の質問を終わりますが、答弁については全町民に対して責任のある答弁をお願いして、登壇での発言を終わります。

○副議長（平田博幸君）

三番奈良岡文英君の一般質問に対する答弁を求めます。

小田桐町長。

〔町長 小田桐智高君 登壇〕

○町長（小田桐智高君）

奈良岡文英議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、町長二期目の施政方針についてのイ農業の振興についての農産物の販売、宣伝対策は何かについてであります。当町においては、JAつがる弘

前と J A 津軽みらいの二つの大規模農協の体制がとられており、その中で米、リンゴを主体に大豆、ニンニク、トマト、アスパラガス、花卉を振興作物に位置づけ、農政を推進しております。これらの作物は、既に市場で一定の評価を受け、広く流通しており、今後とも町内二農協と連携をとりながら販売の拡大を目指して、推進していくこととしております。また、当町は平成十九年度から、町内十九地区において、農地・水・環境保全向上対策に取り組んでおり、農業者だけでなく、町内会、子ども会、老人クラブなどの団体と花の植栽やごみ収集などの環境保全活動を展開してきております。その活動の中で化学肥料や化学合成農薬を低減した環境に優しい営農活動にも取り組んでおり、これらの活動を強力に推進、宣伝していくことにより、産地としてのイメージアップを図り、農産物のブランド化を推進していきたいと思っております。

また、今後ともあらゆる機会をとらえて、当町農産物の P R に努めていく考えであります。

次に、地産地消の推進についてであります。昨今生産者の顔が消費者には見えにくくなるなど、生産者と消費者の距離が遠ざかり、相互の関係が希薄になってきております。このような中で、地産地消の推進は、生産者と消費者の距離を近づけ、両者の顔が見える関係をつくったり、両者のつながりを深めていくなど、さまざまな効果を生み出していくものと考えております。当町はまず、学校給食において地産地消に取り組んでいくこととしており、給食センター及び納入者側のお互いの情報の共有化を図り、納入者側としましては、産直施設である食彩ときわ館、J A つがる藤崎ふじの里、J A 津軽みらい常盤かあさんの店を主体として展開していくこととしております。

また、納入者側の窓口一本化のため、その三事業所のまとめ役として食彩ときわ館が担い、給食センターとの発注、納品の調整をし、町内産食材の地産地消率のアップを図っていく考えであります。今後町全体で地産地消を推進することにより、子供たちのためだけでなく、町民全体の食の安全、安心の確保や食育の推進、地域産業の活性化などが図られていくものと考えております。

次に、担い手育成についてであります。当町の農業経営基盤強化促進に関する基本構想には、個々の農業者みずからが将来の経営に関する目標を定め、その目標の実現に向けた経営改善や農地の利用、集積の促進などにより、農家所得の向上を図り、農業経営の基盤を強化していく必要があります。そのためには認定農業者や新規就農者の育成、確保が重要であるということが位置づけられております。認定農業者の支援策としては、農業委員会による農地の利用集積

の支援、割増償却等の税制上の特例の活用、スーパー総合資金等の制度資金の融通、経営改善に関する研修などの実施、米、大豆等の水田経営所得安定対策の補てん等を実施し、新規就業者へは新たに農業経営を行うための相談活動や就農計画の作成などの支援、栽培技術指導及び各種研修会への活用への支援、営農及び生活費の確保への支援、農地、営農施設、機械、住居の確保に対する支援などを町、農業委員会、農協、中南地域県民局などとの連携を図り、支援していくこととしております。

また、県の事業には、認定農業者個人や新規就農者のうち、県から認定を受けた認定就農者個人でも実施できる事業があり、県の補助に対する町のかさ上げ助成も実施していく予定であります。

次に、教育の基本方針についての生涯学習の推進方針は何かについてのご質問にお答えいたします。

町における生涯学習の推進方針は、藤崎町総合計画との整合性を図りながら、住みよいまちづくりを目指し、みんなで創る心豊かな優しい町を基本テーマに、いつでも、どこでも、だれでも、何でも楽しく自由に学ぶことができる生涯学習の推進を基本方針として進めてまいります。推進に当たりましては、平成二十年に藤崎町生涯学習推進本部を設置し、平成二十年十二月に期間を平成二十一年度から五年間とする藤崎町生涯学習推進基本構想基本計画を策定し、平成二十一年四月には、平成二十一年度藤崎町生涯学習実施計画を策定しております。事業を担当する各課の体制を充実させるとともに、住民の学習活動を支援するため、指導者、コーディネーターの養成確保に努めてまいります。

次に、学校教育における地域学習についてであります。各小、中学校では総合的な学習の時間の中で、自分たちの住んでいる地域を探訪したり、特産物や施設見学などを通して、地域の人たちとのかかわりを持ち、ふるさとを見つめようという学習に取り組んでいるところであります。

次に、人材育成についてであります。町では社会教育団体の育成を通して、人材育成に努めております。現在、文化協会、体育協会、婦人会、子ども会育成連合会、ジュニアリーダー会、スポーツ少年団の六つの団体に補助金を交付しております。各団体ともそれぞれに自主的に活動をしており、今後のますますの活躍を期待し、町としても各団体への支援を図っていきたいと考えております。現在、町では藤崎町人材バンクへの登録を勧め、幅広く人材の確保に努めております。今後は町民を県内外へ派遣し、人的交流、見聞に努めて、人材育成を図ってまいりたいと考えております。

以上、奈良岡議員の一般質問に対する登壇での答弁といたします。

○副議長（平田博幸君）

三番奈良岡文英君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより三番奈良岡文英君に再質問を許します。

奈良岡文英君。

○三番（奈良岡文英君）

詳細な答弁ありがとうございます。

まず、町長に聞きたいんですけれども、四月の町長選挙で町政報告会ということで各地域を回っているときに、将来町の基幹産業は農業であると、言い方はちょっと詳しく記憶していませんけれども、特に農業の振興に力を入れていくというふうな言い方をしていましたけれども、今ここでその決意に変わりがないかどうか、それを確認したいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（平田博幸君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

町民からいただいた、先ほどの質問、議員からもありましたけれども、幸運な町長でありまして、この際、四年の任期を与えられましたことに感謝申し上げますとともに、この幸運、運のよさを町全体に広めてまいりたいと思います。私が掲げた小田桐町政の施策展開四つの項目、柱、この中のどれも重要でありますけれども、強いて町の地域経済を支えるものとしての産業として第一次産業が大事であるというふうに、奈良岡議員の前でも選挙期間中でもお話しを申し上げた。町民の前でもお話しを申し上げてきたとおりであります。奈良岡議員にもご指導いただきながら、農家経営の安定、これを目指してまいりたいと思います。町にはそのためのリンゴ、米、ニンニク、アスパラガス、あるいは花卉、こういった農産物、有力な品種があるわけでありまして、これをぜひ有利に販売できるように、そして農家の皆さんが安定した経営をされますように、農業振興、あるいは商工業の振興に努めてまいりたいと、こう思う次第であります。

つけ加えて申し上げるならば、先日の土曜日に、東京に出張に参りまして、首都圏藤崎町という会があります。ありがたいことに、今回総会では八十名の藤崎地区、常盤地区の出身の方々が総会におみえになりまして、この場でもぜひ藤崎町のニンニクを、ぜひ藤崎町のリンゴジュースを契約したいとおっしゃ

っていただいた有力な東京で商売をなされている方の導きもありましたように、私も今回議長さんと一緒に商工会の会長さんと一緒に参りました関係上、そういった面もトップセールスや議長さんらと一緒にいったかいあったなど、こう思っております。

このように、地域県内だけでなく、首都圏などにも出向いて行きまして、トップセールスやら、商工会や農業団体の皆さんと一緒にまた五者協定という、これは有力な首都圏とのパイプもあるつてもありますので、そういったものをとらえながら、有効に活用しながら、先ほども繰り返しになりますけれども、奈良岡議員、このたび農業経営士の資格を取得されたようでありますけれども、この場でもご披露しながら、ぜひ指導的な立場で町行政に対してもご指導を賜りますようこの機会にお願いを申し上げて、答弁にいたします。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

町長の幸運さにあやかっていきたいと思っておりますけれども、農業は経済活動ですので、売って幾ら、儲けて幾らという所得に結びつかないと経営が成り立たないわけで、それでなおかつ農地を保全していくという景観を維持していくという役割も担っているわけでありまして。町長の答弁の中で機会あるごとに農産物の販売についてPRしてくと。今回の首都圏藤崎町会でアピール、宣伝するのも大変いい機会でありまして、そういう機会をほかにももっとつくって、やっていただきたいと思っております。三村知事のように時間の許す限りトップセールスとか、それも視野に入れながら、藤崎をアピールして行ってほしいと思っておりますが、販売のアピールだけをしても、産地の供給体制というか、産地がばらばらで、例えば農家も農協も商系の人たちもみんなばらばらでは、これはせっかく消費地の方から目を向けてもらっても供給体制がだめだと、ましては意思も統一されない、つくっているものも統一できていない、規格も統一できていないでは、広がっていかないわけで、その辺について行政として、どのように生産者団体、あるいは農家団体の間に入って調整を図っていくのか、産地化、ブランド化について藤崎ブランドをつくっていくように間に入ってやっていくのも行政の役割だと思っておりますけれども、その辺について町長はどうお考えですか。

○副議長（平田博幸君）

小田桐町長。



○町長（小田切智高君）

お答えいたします。

この地元農産品のブランド化についてはかねてから奈良岡議員も何度もご質問に立たれて、答弁してまいりましたけれども、この藤崎町というのは先ほども申し上げましたとおり、品目が様々あります。リンゴ初め、米、それからニンニク、トマト、アスパラ、花卉などですね。その品目によって対応していかなければいけないと思いますが、主力のとりわけリンゴを例にして申し上げますと、藤崎町は特異な生産地でありまして、この出荷体制というのがご案内のとおり出荷組合が多様に分かれております。また、農協の系統が二つあるという、そういう特殊な産地であります。これを逆に逆手にとるということで、今まではそれでも発展してきたと思います。それぞれで工夫を凝らして、流通、あるいは出荷先、取引先を確保しながらやってこられたと思います。今後はその代表者の方々に例えばリンゴでありますと、ご意見を聞きながら、ブランド化ということを図っていかねばならないわけですけれども、もう既に、ここリンゴふじの発祥の地としてふじが主力ということとっておりますが、そのうちでも例えば弘前青果、弘果の市場においてはいち早く出荷されます元祖ふじ、これなどももう既に市場ではブランド化、市場消費者の方でブランド化して見ているんじゃないかなという方もあります。そういった形で、これは非常にありがたいことと、行政でも推進、あるいは指導していく立場においても、行政主導でなくて、流通主導、生産者主導、あるいは市場主導という形ではブランド化ということをお認めいただいているということは非常にありがたいことだし、これは強みであると、こう思っています。それにさらに行政も支援しながら、それに弾みをつけてどんどんそれを真のブランド化という位置づけで、これは町行政がそういうふう指定することもできますし、関係者の方々とお話しして、例えば元祖ふじのようなものをブランド化にしてもいいのではないかなと、こう私自身考えておる次第であります。

その他、常盤ニンニクというのも、もうこれも既にブランド化で、そのブランド化を進めてこられた、トップに立たれていたリーダーに立たれていたのも奈良岡議員ではなかったかなと、こう思います。これもまた、行政の支援なしに生産者みずから、あるいは市場がそれを認められて、立派にブランド化で運営をしている。あとは行政と一体になって、支援をどのようにしていくのかということ、それを広く生産から、生産指導から、流通、あるいは販売までをどうしたらいいのかということ、この間行われました担い手の農家の皆さんと

の会合ですとか、それから法人をやられているたまたまそこに奈良岡議員、小野議員、お二人その法人格の代表格になられているようでありまして、私も唱えてまいりました農業法人というんですかね、これらの方も積極的に協議をいたしまして、それをうまく活用しまして農家がもっと安定した経営ができるように、安定した収入が得られるような体制づくり、これを図っていかねばいけないなど、こう思います。ブランド化とそれから法人格、これは私の皆さんとの協議を踏まえながら、これから早速やっていく仕事の重要なポイントになるところでありますので、ご両人におかれましてはどうぞそういう面ではお力添えをいただきたいものだなと、こう思っております。藤崎町の農産物はどこに出しても立派に通用するし、あとは農家がいい収入を得ていただくと。そのための体制づくりを行政が一体となってやっていくということで理解をしていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

奈良岡文英君。

○三番（奈良岡文英君）

藤崎のリンゴについてはふじの発祥の地だということはほとんどの人がわかっていると思いますけれども、それを販売に結びつけていくと。販売の形態は農協あり、商系あり、出荷組合あり、いろいろあるかと思いますが、リンゴというのは販売の形態はいろいろあっても同じなわけで、そこでやはり消費されて、消費者に受けるようなふじでなければならぬわけで、消費者が不在で、ただ一生懸命肥料をやって、味を無視したつくり方では消費者に受け入れられないわけであって、そしてそれから両農協、大きい農協が二つ存在すると。片やクリーンライスとか、売れる米をつくっていて、たまたまそこで農地・水・環境保全運動も両方でやられていて、片やクリーンライスが栽培されていないという実態があるわけで、クリーンライスを栽培することによって、つくり方はいろいろ制約あるかも知れませんが、農家所得の向上に結びつく。環境保全運動にもつながるし、産地のイメージアップにもつながると。そういう農家の所得につながる、町民の生活向上につながる、そういう意味で行政は両農協の間に入って何とかできないものかというふうな努力をしていくのも行政の役割ではないかと思っております。

それから、先ほど町長もニンニクについていろいろ言っていましたけれども、常盤ニンニクも今日あるのは、やはり行政の応援があったからこそであって、

決して農家だけではできないものは行政にちゃんと応援してもらって、今まで来たという経緯もありますし、行政側もやはり行政でできることを大いに支援してやってほしいと、こう思います。

続いて、地産地消運動について質問していきたいと思います。

地産地消運動は、今学校給食が始まりますけれども、それが一番いい例かも知れませんが、それだけではない、もっと地元の消費者が地元の農産物に目を向けて、生産者と消費者が理解し合うことによって、それが大きなPRする力になっていくと思いますけれども、その辺について地産地消運動として町全体として展開していくという考え方でやっていくべきだと思うんですけれども、町長の考えを伺います。

○副議長（平田博幸君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

地産地消についてお答えいたします。

登壇でも述べたとおり、当町は農産物の宝庫であります。品目も多品目にわたって、非常にいいそういった恵まれた土地だと、こういうふう認識しております。まさに町民の方々が地元でとれたものを安全においしくいただくという環境が整っている町ではないかなと、どこよりもですね、そういうふうな認識をいたしております。これらを取りわけ子供たちから、そういう食というもの、それから食材、そういったものを子供のときから教育していく必要があるということでは、学校給食、これを主体にして地産地消を図ってまいりたいと、こう思っております。そのための体制づくり、きのうも給食センターを我々四役で視察に行っていましたけれども、ハード的にはセンターを拠点として地産地消の子供たちへの食材の供給、食事の供給ですね。給食の供給ということになるわけですが、そのための食材の確保を先ほど言いましたように、各団体、農協さんや、それから産直の方々を中心に体制を整えて、それで途切れることなく供給をしていくことが必要であろうということで、当町の地産地消はまずこの給食センターを中心にして、ここからスタートさせて、発展し、拡大させていくことと考えております。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

奈良岡議員。

○三番（奈良岡文英君）

地産地消を考えると、当然学校給食というものが今始まるので、出てくると思いますけれども、地産地消運動の一環に学校給食があるわけで、地元でとれたものを給食センターで一〇〇%利用できるわけでないわけであって、地産地消運動の大事なところは、やはり藤崎町の農家でない人も、農家の生産したものをどうやってつくっているのかと。どういう場所で作っているのかということをお互いに理解して、消費地に向けた発信をしていくということが大事だと思うんです。町長が幾ら先頭に立って頑張っても、やはり周りの人がついていかないとだめですし、農家以外にも農家でない人が消費者としての視点でものを言いながら、お互いに農家と交流しながらやっていくことがいいものをつくっていくことだと思うんですけれども、ぜひ農家のみならず、一般の消費者とも連携しながら地産地消運動として展開していくべきだと思うんですけれども、幸い三月に食育推進計画を策定したみたいですので、その辺とも連動しながらやっていくべきだと思うんですけれども、再度町長の考え方を伺います。

○副議長（平田博幸君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

食べ物の食材ですから、人間にとって一番大切なもの、それが安全にかつおいしく取り入れなければならないといった点で一番大事な伸び盛りの成長盛りの子供たちにそれを意識した形で供給しようということの発想で、そうすると子供たちのことですから、多くの町民の方々がそれに興味を持つと。この際に、興味を持っていただくということも一つの切り口としては地産地消の始まりになるのではないかなと、こう思っています。

また、ある面では、町の食育基本計画もそうですけれども、いろいろな団体さんも食事に関していろいろ意識が高いわけであり、健康推進委員、あるいはまた食生活改善推進協議会でしたか、瓜田さんという方が会長さんなんですけれども、その方たちは非常に意識が高くて、婦人会の方々も重複して入られている方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけれども、そういった面でもセンターを例に出しましたけれども、そういった面でも広く町民も行政がどうこう言う前に、意識が高いわけであり、食事に関しても、食料に関しても、食材に関しても、そういった点をより町全体に、町民全体に広げていくと、いかに食事が大事かと。これは健康と密接に結びつくわけであり、健康を維持するには、質のよい食べ物、食事と、適度な運動ということになるわけでしょうから、食事という健康にとってはなくてはならない、欠かすこと

のできない分野では、子供、そしておっしゃるとおり町民全体に広く大切な、そして地場産品の消費につなげていきたいと、こう考えておりますので、考えていることは奈良岡議員と一緒にですので、どんどんこれを推進してまいりたいと思いますので、答弁といたします。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

奈良岡議員。

○三番（奈良岡文英君）

それでは、続いて、担い手の育成について伺いたいと思います。

先ほどから申しているように、担い手、農業後継者を定着させるには、やっぱり何といっても所得に結びつくような農業をしていかなければならないと。行政はそれに対して支援をしていくべきだと申し上げているんですけども、認定農家が町の農業の担い手としての中核をなしていると思うんですけども、担い手となる農家の若い農業後継者の育成についてですけれども、二十代、三十代の将来担い手になり得るような農業後継者の実態はどのようになっているんでしょうか、それを把握していますか。

○副議長（平田博幸君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

農政課の実態としては、まずJAつがる弘前、これは若い農業者が十七人います。JAつがる弘前の青年部という形で対応しております。

それから、JA津軽みらい、これは福島地区を中心として十人、F・T・Aクラブということで設立していろいろな活動をしているというところでございます。

以上でございます。

○副議長（平田博幸君）

奈良岡議員。

○三番（奈良岡文英君）

今JAつがる弘前に十七人と、津軽みらいに十人ぐらいいるということなんですけれども、これを組織化して将来農業を担っていく若者ということで農業の勉強をする、農業経営の勉強をしていくという場合に、町として支援していくという用意はあるのか、そういう方針を持ち合わせなのか、質問いたします。

○副議長（平田博幸君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

今町長の答弁にありましたように、新規就農者へ対するいろいろな諸対策があります。その経営支援策に応じてバックアップ体制を築いていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○副議長（平田博幸君）

奈良岡議員。

○三番（奈良岡文英君）

二十代、三十代といいますと、まだその経営の中核を担うという前だと思うんですけども、ということは、比較的行動が自由にできるという、研修もできるし、勉強に出かけることもできるという時代だと思いますので、そういう若い世代を育てるという意味で、町独自の彼らを組織化して、支援対策を講じていくべきだと思うんですけども、町独自の方針を持ってやってほしいと思います。その辺については町長のお考えを伺います。

○副議長（平田博幸君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

おっしゃるとおり、町独自の若いこれからの農業の担い手の方々を応援していくためにも、おっしゃるとおり育成してまいりたいと思います。

○副議長（平田博幸君）

奈良岡議員。

○三番（奈良岡文英君）

続いて、教育について伺いたいと思います。

生涯学習の推進方針ということで伺いたいと思います。

生涯学習、いろいろ多岐にわたると思いますけれども、社会が複雑になって、余暇も十分とれるようになって、それを学習の機会に向けたという人もいっぱいいると思います。そういう人たちを受け入れていく、そういう学習ニーズに合わせていくということが生涯学習の大きな役割だと思うんですけども、地域住民とそういう学習ニーズについて把握する手段、そういう機会とかは持っているのでしょうか。

○副議長（平田博幸君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井勝彦君）

お答えいたします。

地域住民と密接に接する学習ニーズの把握ということでございますが、生涯学習を進めるに当たりましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、昨年の十二月に策定いたしました基本構想、基本計画に基づいて行っていきたいと思っております。そこで、まず最初に、これを進めるに当たって一番肝心なのはやはり町長部局と教育委員会の方との連携が一番大事ではないかというような観点に立っております。先ほどの奈良岡議員の質問に対します学習ニーズの把握手段ということになりますと、役場、いわゆる関係する担当課でもいろいろな学習会を行っております。そういうふうな学習会や事業を行うに当たって、要望や意見を伺いながら、実施することに努めておりますが、今後は学習ニーズを的確に把握するという意味で、事業を展開するに当たって、町内、町民に対してアンケートなどを実施していきたいというふうなことで、今生涯学習課が中心となって考えてございます。

○副議長（平田博幸君）

奈良岡議員。

○三番（奈良岡文英君）

町民と役場の距離を縮めて、町民の学習ニーズを把握していくということだと思いますけれども、今後アンケート調査を実施するという事なので、そのアンケートについての成果を期待したいと、こう思います。

続いて、学校給食における地域学習ということで質問をさせていただきます。

実際、時間としてはどのぐらいこういう学校教育の中で地域のことを取り上げているのか、時数としては具体的にどのぐらいなのでしょう。

○副議長（平田博幸君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

各小、中学校では、今総合的な学習の時間ということで時間を設けてあります。これは大体小学校三年生以上では週三時間以上程度ということで、中学校では二時間から四時間という時間の割り当てをしているところでございます。

それで、総合的な学習の時間ということの内容でございますが、これは生きる力を目指して、教科の枠を超えた学習ができるということで、これはみずから学び、みずから考える力の育成、学び方や調べ方を身につけるということ

目的としております。知識を教え込むのではなく、そういう自分たちでみずから学ぶということをねらいとしております。

それで、例えば、各小学校では、学校の周辺、あるいは地域の施設を見学したり、あるいは今生涯学習課の方ではふるさとかるたというのをつくっております。そういうふるさとかるたの中で地域の伝統的な神社とかもかるたの中に取り入れてございますので、神社を探訪したりして、そういう学習をしております。

あとは、また福祉施設等を見学して、ボランティアの活動とか、そういうことも勉強しております。

また、常盤の明德の方ではわら工芸ということで、年繩ですか、そういう伝統的なものを地域の方々に来ていただいて、それを伝承するという時間を設けてあります。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

奈良岡議員。

○三番（奈良岡文英君）

それにつけ加えて、子供未来会議も行われていますよね。ああいう町の現状を把握して将来を語り合うという、大変すばらしいことだと思いますし、今言ったいろいろな事業も学校の中で地域を勉強するという大変すばらしい取り組みだと思いますので、今後も続けていただきたいと思います。とかく受験戦争の中で学力偏重主義になりがちな学校の現場でそういう地域のことを学ぶという機会は大いに大切だと思いますので、重視してこれからも続けていってほしいと思います。

最後に、人材育成について伺います。

町の将来を担う人、農業のみならずいろいろな意味で町で育って、外に出て、また町に帰ってきて、町に貢献するという人を育てることがその町の将来発展していくかいかないかという大きなポイントになるかと思いますが、そういうことに予算を割くのも私は一つの方法だと思いますけれども、その人材育成に関して、町長の考え方を伺います。

○副議長（平田博幸君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。



鶴賀谷議員も奈良岡議員も同様の観点から、「まちづくりは人づくり」ということをおっしゃっておられました。私もまさにそのとおりだと思います。子供のころからといいますか、藤崎町は子ども会活動が活発で、私も登壇で答弁した人材育成のための様々な町内の活動も主なる団体の一つに子ども会育成連合会というのがありまして、ジュニアリーダー会、こういう団体も本当に私は目を見張りながら、その活動を感じてとらえております。ぜひこういった団体、組織をさらに活発なものにするために、行政の方でも支援をしながら、ほかの団体、文化協会の皆さんですとか、体育協会ですとか、それぞれの民間による自主的な活動が盛んに行われているようでありますので、行政も側面から必要な支援を現在させていただきたいと、こう思っております。

一般のみならず、それから行政サイドも職員の側も、各自治研修ですとか、随時開催させていただいております。利用しておりますし、また青森県への人材派遣も、おとしからでしたか、派遣して職員のいろいろな事務職として自主的に向上を目指している方々が、これは希望に沿える人数は派遣できませんけれども、希望の中から選んで派遣しているわけでありまして。これは町費で派遣していると。これもやがて帰ってこられれば、昨年も一人女性職員が派遣から、派遣の期間を終えて、さらに向上した技術能力、事務能力を携えて帰ってきましたので、町としてはまた心強くその職員の方々に働いてもらおうと、力になってもらおうということで、これは継続してやっているものの一つです。官、民それぞれ全体で人材育成に取り組んでまいりたいと、こう思っております。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

奈良岡議員。

○三番（奈良岡文英君）

職員とか、いわゆる官に当たる人は、そういう研修をするというのはもちろん大切なことだと思うんですけども、民の方の人材育成をもう少し強化するべきであって、例えば、講師の派遣依頼があれば、それをすぐできるような講師のリストアップをしていくとか、例えばどこどこに行つて勉強して体験したいという人には、例えば派遣費を助成してやるとか、町の台所が厳しいのはわかっていますけれども、先に財政ありきでなく、十年先、二十年先を見据えて、将来藤崎を担っていくという若い人に対しては、大いにお金をかけるべきであって、各団体に補助金を出していますよ、それを使ってくださいではなく、人材育成ということで大いに予算化して欲しいと、こう思いますけれども、

それについて考え方を伺って、時間もなくなりましたので、終わりたいと思います。

○副議長（平田博幸君）

小田桐智高町長。

○町長（小田桐智高君）

現在先ほど例に示しました団体の活動している方々の補助金や支援を現在もしているわけであります。それも自主的に財源を活用していただくという点では、実施しているのではないかという認識でおりますが、よく奈良岡議員のお話しやご提言を聞いていますと、また別な角度でもお話しされているようでありますので、その辺の真意を私もとらえて、人材育成によく努めてまいりたいと、こう思っていますので、ありがとうございました。努めさせていただきます。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

これで三番奈良岡文英君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は二時十五分といたします。

休 憩 午後 二時 四分

---

再 開 午後 二時十五分

○副議長（平田博幸君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

次に、七番相馬勝治君に一般質問を許します。

相馬議員。

〔七番 相馬勝治君 登壇〕

○七番（相馬勝治君）

ただいま議長のお許しを受けましたので、私からさきに通告してあります質問事項に沿って一般質問をとり行います。

町長、また理事者並びに関係する参与の明確なる答弁をお願いいたします。

先般、藤崎中学校内での事故で亡くなられた小笠原君、この場を借りご冥福をお祈りいたします。

小田桐町政二期目のスタートに際し、先ほど来の三議員の答弁には、大いに期待するものがあります。これから四年間の間、新藤崎町をどのように町民の

ために頑張ってくださいますようよろしくお願いいたします。

現在、各地方自治体は、人口減少、そして少子高齢化といった先の見えない時代に突入しております。逼迫した財政、小田桐町長には藤崎町のかじ取り、また羅針盤として、一万六千五百町民の負託にこたえ、邁進していただきたいと思っております。

それでは、通告している行政、農政問題について伺うものです。

第一点目の学童保育の時間帯についてであります。

現在、当町では五カ所において実施されている学童保育、保護者が共働き、また自営業など、家庭が留守になる小学一年生から三年生までの児童を対象にした事業ですが、この時間帯を少しでも延長してもらいたいという保護者の要望もあります。延長保育についてはどのようなお考えがあるのか伺うものです。

二点目の町営住宅の今後のあり方についてであります。平成十九年三月一般質問の中でも取り上げられましたけれども、あれから二年間過ぎたわけですが、どのような計画をしているものなのか、伺うものです。

第三点目の有害鳥獣の駆除についてであります。

田植え作業も大分終わったころですが、この間、カモなどにより苗の被害があったということを聞きました。駆除についてどのような現状なのか伺うものです。

以上、私の壇上での一般質問といたします。

○副議長（平田博幸君）

七番相馬勝治君の一般質問に対する答弁を求めます。

小田桐町長。

〔町長 小田桐智高君 登壇〕

○町長（小田桐智高君）

相馬勝治議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、行政問題についてのこの学童保育の時間帯についてであります。まずは、学童保育の現状について申し上げます。

児童の保護者が共稼ぎや自営業を営んでいることで、放課後、家庭が留守になる小学校一年生から三年生までの児童に、公的施設や地域の施設を利用し、遊び、読書、グループ活動などを通して児童の健全な育成を図ることを目的として実施しております。

実施場所につきましては、藤崎小学校にふれあいクラブ、スポーツプラザ藤崎になかよしクラブ、西中野目地区体育館に西中キッズクラブ、小畑地区体育

館に小畑クラブ、常盤生涯学習文化会館に常盤児童クラブを開設し、五つのクラブで実施しております。

利用時間につきましては、平日は放課後から午後六時まで、土曜日、学校休業日、長期休みは午前八時十五分から午後六時までとなっております。日曜日、祝祭日、年末年始等につきましては、休館日としております。

入会につきましては、申請をしていただき、審査の上、登録され、登録料として年間千円を納付していただいております。

ご質問の学童保育の時間帯についてですが、土曜日、学校休業日、長期休みの開始時刻及び終了時刻につきましても、少子化対策の一環として次世代育成支援対策推進法に基づき、全国の自治体に次世代育成支援行動計画の策定が義務づけられております。町でも同計画の後期計画を平成二十一年度末までに策定することとなっております。学童保育につきましても、規定する必要がありますので、利用者の新たな実態把握に努めるため、利用者に対し、調査を行い、一体的に検討する必要性があるものと認識しております。

次に、口の町営住宅の今後のあり方についてであります。まずは町営住宅の現状について申し上げます。

町では、現在二百七十七戸の町営住宅を保有しており、そのすべてが供用され、全戸が入居の状況にあります。その内訳を申し上げますと、常盤地域が百三十三戸、藤崎地域が百四十四戸となっているもので、両地域とも昭和四十八年度からその建設が進められ、昭和五十年代半ばに建設された住宅がその八割を占め、それぞれ老朽化が急速に進んでいるのが現状であります。これらの住宅については、老朽化が進むとともに、今後ますます高齢化する入居者に対応する構造とはなっておらず、昨年度には三階構造となっている緑団地のすべての段階に手すりを設置するなどの対応するとともに、住宅の維持管理に当たっては定期的な点検、交換修理、さらには退去者があつた場合等には、相当規模の修繕を施すなどの対策を講じてきたところであります。町では総合計画における安全、安心で、暮らしやすいまちづくりのための施策の一環として、住宅対策の充実が掲げられており、今年度策定される土地利用計画並びに都市計画マスタープランとあわせ、これからの住宅施策を総合的に推進するための住宅マスタープランの策定にも着手をいたしております。今後それらの計画をもとに、町の地域特性や住宅事情を反映し、計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、今後の町営住宅のあり方について最善の方策を慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、二の農政問題についての有害鳥獣の駆除についてであります。有害鳥獣駆除は野生鳥獣が農林水産物などに被害を与える場合や、生活環境を悪化させる場合、またはそれらのおそれがある場合において、被害防除の実施や追い払いなどによっても被害が防止できないときに、許可を得て鳥獣の捕獲などを行う仕組みになっております。市町村長の捕獲の許可となる鳥獣は、スズメ、ムクドリ、カルガモなどの鳥類で三十一種類、タヌキ、キツネ、ノウサギなどの獣類で二十一種類の計五十二種類とされており、それ以外の鳥獣については、健全な生息数を維持確保する観点から、慎重な取り扱いが必要とされ、県、国の許可区分となっております。

当町においては、平成十七年度から十九年度までリンゴの食害防止のため、獣類であるノウサギの駆除を実施しております。

また、今月に入り、農家からカルガモによる水稻の被害が見られるという苦情があり、農家の申請に基づき申請内容を審査するとともに、必要に応じて被害状況等にかかる現場調査を行い、被害の実態に即応した適性な実施に努めていくこととしております。

以上、相馬議員の一般質問に対する登壇での答弁といたします。

○副議長（平田博幸君）

七番相馬勝治議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

七番相馬勝治議員に再質問を許します。

相馬議員。

○七番（相馬勝治君）

まず、一点目の学童保育のことについてなんですけれども、私この学童保育というそのものの名前が何か幼稚くさいと思っております。というのは、保育の方から義務教育として児童になるわけですよ、小学校に入れば。中学校になればまた生徒になるということで、基本的に私はこの平成二十一年度末までに改正するとか、内容を改めるという話も聞きましたので、この学童保育ではなく、学童支援とか、そういう名前にしてもらえればいいのかと若干思っております。それは要望なんですけれども、私の言いたいのは延長保育です。

結局今この私たちの小さいころから比べれば、時代も随分変わってきて、今では考えられないような学校教育にもなっているし、様々な分野で余りにも変化があり過ぎたということで、共稼ぎやそういう方々も大分多くなって、おじいちゃん、おばあちゃんもいない家庭も多くなっております。昔は隣の人に預けてもらったり、隣のおばあちゃんが先生になったり、母親になったり、様々

な分野で協力したんですけれども、時代の流れがこういう学童保育ということができて、共稼ぎしている人は大分助かっていることは確かです。

しかし、ちょっと見ますと、大体普通の親御さんは仕事が八時ごろからということで、この案内書を見る限りは八時十五分と。何か現場へちょっとお邪魔していたら、「八時ちょっと過ぎぐらいからはもう来ているよ」と、そういう話も受けました。私の要望でもあり、保護者の要望なんですけれども、会社が八時ということで、朝七時半ごろに何かできないものかなということで、担当課の課長にお願いして、七月ごろから仮に三十分ずつ延長すれば何ぼぐらいかかるものですかということをお願いしたいんですけれども、課長の方はその辺のところどうでしょう。

○副議長（平田博幸君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

開始時刻三十分を繰り上げた場合ということでございますけれども、年間ベースでお話ししますと、三十万円程度の財源が必要となります。仮定の話で、今年度七月から実施するということになれば、二十五万円程度の財源が必要だというふうに試算しております。

以上でございます。

○副議長（平田博幸君）

相馬議員。

○七番（相馬勝治君）

この七月から仮にやりますと、二十五万円と、財政も絡むんですけれども、私これ、このぐらいの額でしたら、町長の一声で七月からやれと、財政も絡むことですけれども、それに子育て支援ということで、藤崎はこういう行政の体制があるんだよとPRもできるし、私は今回本当に無理なお願いかも知れませんが、子供たちのために、この七月から二十五万円、どうでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

学童保育についてのご質問、取り上げていただいた相馬議員には敬意を表したいと思います。学童保育を藤崎で唱えたのは何を隠しましょう私の十五年ほど前のことでもあります。あの当時も子供のことを考え、子育て支援の始まりで

したので、他の市町村でやっているしということ、それが始まりでした。今相馬議員と同じ子育てに関する施策の展開で、今の時代ではもう三十分早く、あるいは遅くと、来るときと帰りを三十分延ばしてほしいと。そのための予算まで調べていただいたことでもありますので、私の一声でというお話しでしたが、これはこの質問に対して協議をしました、課長たちと。住民課長に試算していただきましたので、財政の許可が出ればといいますか、住民課の課長も大変熱心にふだんからでもこの学童保育については、その指導員に対する指導や、現状もちゃんと把握しておりました。「このぐらいならやってもいいんじゃないか」という、逆に住民課長からの関係職員からのあれもありました。私のさっきの四本の柱、少子高齢化対策にも合致しますので、ここは私はやってもいいんじゃないかという気になりました。

住民課はさっきの浅利議員にもほめていただきましたけれども、子供のためのベットをなかなかいい窓口をやっていたのでね、住民課は特に玄関から入ってきて一番先のお会いするところなので、なかなか自主的にいい展開をやっていますので、この子育ても今所管だということ、財源的な面もちゃんと調べておりましたし、おっしゃるとおりそのぐらいでしたらということになるんでしょうから、私の一声というんじゃなくて、さらに検討して、それから実態ももう少し調べる必要あるんでしたかな。調べると言っていましたしね。そういうこともちゃんと詰めまして、貴重な財源をこれに流用するわけですから、それとあわせて、相馬議員の熱意、あるいはほかの方々からの要望も受けとめまして、これを実施する方向で細部にわたって検討しながらさせていただきますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

開始時期はちょっとこちらにお任せいただければなど、こう思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（平田博幸君）

相馬議員。

○七番（相馬勝治君）

いや、本当にうれしい限りの答弁でありありがとうございます。財政課長もひとつ、何とかこれを百万円単位でないですので、その辺のところをよろしくお願ひします。本当に子供たちがいなければ、今後の藤崎、青森、国と成り立たないもので、子供は国の財産と、三議員の今の質問を聞きながら、「ああ」と、思っていたんですけれども、教育に関しては少しちょっと多目にお金をかけてでも、立派な人材が一人でも出てくれれば、我々としても自慢になるし、また、

こういう行政サービスもありますよとなれば、町民もまたよそから転入してくることもあり得るでしょうし、また、家でも一人人口がふえる予定ですので、その辺のところもまたご理解いただいて、住民サービスのひとつよろしく願いたいと思います。

続きまして、第二点目の町営住宅の件についてですけれども、壇上で言いましたように、平成十九年に私この住宅についても一般質問をしたわけですが、あれから二年という月日が流れまして、住宅の待機者、町内、町外、何人ぐらい現在いるものなのか、ちょっとお知らせください。

○副議長（平田博幸君）

建設課長。

○建設課長（兵藤 寿君）

お答えいたします。

入居希望者の待機者数ということでございますのでお答えいたします。

今現在十七名の待機者がおります。それと、町内と町外ということですが、町内にお住まいされる方が十四名、町外でお住まいされている方が三名、合わせて十七名の待機者がございます。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

相馬議員。

○七番（相馬勝治君）

何か毎年のように待機者が二十人前後ぐらいいるわけですが、この運営委員会でしたっけ、あれがたしかこの平成十九年に名前が変更になって組織されたわけですが、それ以降今まで住宅に関しての会議とか何とかそういうのはあったものなのでしょうか。

○副議長（平田博幸君）

建設課長。

○建設課長（兵藤 寿君）

お答えいたします。

これまでの会議の経緯と申しますか、実は年に一度程度実施はいたしております。ただし、今後今年度今都市計画のマスタープラン、これらが今最中作成しているところでございます。これらがほぼ形ができ上がってき次第、回数がまたふえていくように私は想像いたしております。

以上です。



○副議長（平田博幸君）

相馬議員。

○七番（相馬勝治君）

課長としては、今私地元ではなんですけれども、水上団地やら、木造の平屋が何軒かあります。築三十年以上たっておるし、本当にこれ早急と言えばおかしいんですけれども、お金もかかることですし、何か早目に段取りしないと、藤崎小学校の場合は耐震がないということで今建築されているわけなんですけれども、住宅に関しては、そんなのはちょっと無視してと言ったらおかしいんですけれども、ちょっと頭うなづいているように、何だかんだは言えませんが、何か大変水廻りなど気になる点が多いんですけれども、その辺のところは課長思うには何年ぐらいめどにとというのはありますか。

○副議長（平田博幸君）

建設課長。

○建設課長（兵藤 寿君）

お答えいたします。

たしか、議員のご指摘のように非常に年数もう耐用年数を経過しているというような状況にもございます。一般的にこれは全国的に住宅が古くなっているということもたしかでございます。それで、今回作成いたしますこのマスタープランですけれども、これについてはおおむね三つの基本的な計画で成り立っておりますので、その中で公営住宅等長寿化計画、これらも含まれております。こういう中で、そういう老朽化した建物を修繕すればいいのか、あるいは建てかえに持っていくのか、そういう計画が盛り込まれているわけです、マスタープランの中には。ですから、今これからそういうものを調査して、これは直した方がいいのか、あるいは建てかえた方がいいのかという検討に入る予定になっております。ただし、その先に何年ぐらいということでありましたけれども、私の段階から今そこで何年をめどにとか、そこまではちょっと踏み込んだ発言は差し控えたいと思います。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

相馬議員。

○七番（相馬勝治君）

本当にこれ前にも常盤村で発行した住宅マスタープランがありました。私も家へ帰ればたまに一般質問をするということで、こういうのを見たりするんで

すけれども、あくまでもプランってするのはこれからやることに對して考えていくわけなんですけれども、今がどういう現状なのか、やっぱりそれをいち早く察知して、改修すればいいのか、建て直せばいいのか、はっきりすると思うんですよ、現場へ行けば、百聞は一見にしかず、担当者がいる、課長もみずから行って、「これもう建てかえねばまいねじゃと、場所見つけるべきって、段取りせじゃ」って、やっぱりそういうのはとにかく早目早目にしないと、「じえんこねはんで建てられねじゃ」と、「もし災害起きれば、つぶればだれの責任だば」と、そういうのだから可能性もなきしもあらずですよ。その辺のところはどういう認識でいるのか、お願いします。

○副議長（平田博幸君）

建設課長。

○建設課長（兵藤 寿君）

先ほどこの計画のお話しがございましたけれども、今年度この計画が今最中始まっているところでございます。たしか、早目に早目にと、先ほど以来町長の発言にもありましたけれども、できる限りスピーディーに対策を講じていきたいと私は思っております。

○副議長（平田博幸君）

相馬議員。

○七番（相馬勝治君）

いや、これさ、本当にやっぱり藤崎町の合併して、町民そのものは本当に自負していると思うんですよ、そして職員も、議員の我々も今までこの四年の中で後ろめたさも感じないし、それなりにみんな一生懸命やっているし、大したいい合併だと思っています。隣の浪岡に比べれば、月とすっぽん、いや本当に浪岡の人の苦情を聞くたびに耳がロバのように腫れ上がるんた感じになっていきますので、これから本当に財政の方も辛いことはわかります。課長も何か言えば、逃げたような顔もしたりするんですけれども、その辺のところある程度計画を組みながらでもいいですので、計画は早目にと。実行はちょっとおくれてもいいので、それに向けて頑張ってもらうよう要望いたします。

次に、有害鳥獣の駆除であります。

五月の中ごろから田植えが始まりまして、田植えした後、あの憎きアヒルが滑り込みするわけですよ、田に向けて。そしてことしの冬でしたか、去年でしたか、軽トラでアヒルをかけた人がいましたよね、アヒルじゃない、カモでした。済みません。私の友人が、その事件を聞いて「さっぱりしたね」と、そう

した人がいましたよ。よほどあのカモにかけて、せっかく植えた田、苗っこを滑り込みで、バタバタと進んで、また二番植え、三番と、今でもやっている人が数の中にはいるんですよ。その辺のところ、最近駆除に関してはどのような駆除とかそういうのはどうなんでしょう、課長。

○副議長（平田博幸君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたように、リンゴの被害防止のためにノウサギの駆除、これを平成十七年度から十九年度までの三年間実施しております。以上でございます。

○副議長（平田博幸君）

農政課長、もうちょっとまでに。

相馬議員。

○七番（相馬勝治君）

ウサギっこはちょっとわかったんですけども、カモを最近やっているのかやっていないのかちょっとお聞きしたいんですけども。

○副議長（平田博幸君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

恐らく相馬議員のおっしゃっているのはカルガモだと思いますけれども、合併になってからカルガモの駆除については実施しておりません。

以上でございます。

○副議長（平田博幸君）

相馬議員。

○七番（相馬勝治君）

そのカモって言わせてください。カモの駆除とか、そういうこの仮に役場に駆除をお願いすると、そういう要望になれば、どういう要綱とか、規定とか、そういうのはどうなんですか。

○副議長（平田博幸君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

当然農家からの要望に応じて、町で調査しまして、それでこれが絶対必要だ

となれば、駆除の方向に行くということでございます。

○副議長（平田博幸君）

相馬議員。

○七番（相馬勝治君）

その調査とか、何とかになるんですけれども、仮に私がきょう課長のところに行って、「カモ来てまいねじゃ」とそうなった場合、ある程度クリアできると言ったら、何日ぐらいかかるんですか。

○副議長（平田博幸君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

通常の駆除は三日以内となっておりますけれども、長期に及ぶという形になれば、鳥獣保護法では三十日以内、一カ月以内という形になっております。

以上でございます。

○副議長（平田博幸君）

相馬議員。

○七番（相馬勝治君）

三日としたら、カモはほかに引越しする可能性もないわけではないし、あれなんだけれども、私、田んぼをつくっていないもので、こういう苗っこをやられたためしはないんですけれども、ごく一部の方が田植えをやった後、やられると、何か団体さんがいらして、断りもなく田んぼに入ってきてやると、被害を及ぼしたということで、私これ、仮に来年の問題もあると思うんですよ。ことはある程度クリアできればいいんですけれども、来年度、人数も数名とか、一人でもいいんであれば、お願いできて、何か習性があるらしいんですよ。カモの習性ですか、鳥の習性ですか、仮に今のハクチョウが白子さ来るのと同じでカモはそこをねらったら、またそこさ来ているんた感じもありますので、今年被害に遭った人がいれば、今年中に連絡してもらって、来年もその傾向があれば、早目に連絡してくださいとか、情報をくださいとか、結局それもまた行政サービスの一環として、何とか来てからでは遅いので、来年の春になる前に広報でも何でもいいですので、その被害に遭った方々がいたら、役場の方へ駆除できますという広報でも何でもいいですので、そういうのってできるものなのでしょうか。

○副議長（平田博幸君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

今相馬議員も言いましたように、いわゆる被害の申告、この問題については恐らく農家の方もなかなかわからない状況があるかと思しますので、広報、あるいはお知らせ号を利用して周知を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

相馬議員。

○七番（相馬勝治君）

今回は三質問なので前向きな対処でひとつお願いいたします。そしてまた、副町長、収入役、また、監査の人はいないんですけれども、教育長と、四名の方が本当にこの四年間合併という荒波にも負けずに、町長を支えながら、町を支えてきた四方々には本当に厚くこの場を借りて御礼を申し上げ、再質問いたします。

どうもありがとうございました。

○副議長（平田博幸君）

これで七番相馬勝治議員の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

散 会 午後二時五十分